

衆議院 法律事務委員會 議 錄 第 十 九 号

令和元年五月二十四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 葉梨 康弘君

理事 石原 宏高君 理事 田所 嘉徳君

理事 平沢 勝栄君 理事 藤原 崇君

理事 宮崎 政久君 理事 山尾志桜里君

理事 源馬謙太郎君 理事 濱地 雅一君

赤澤 亮正君 井野 俊郎君

奥野 信亮君 鬼木 誠君

門 博文君 門山 宏哲君

上川 陽子君 神田 裕君

黄川田仁志君 国光あやの君

小林 茂樹君 中曾根康隆君

古川 康君 古川 禎久君

和田 義明君 逢坂 誠二君

黒岩 宇洋君 松田 功君

松平 浩一君 山本和嘉子君

森田 俊和君 遠山 清彦君

藤野 保史君 串田 誠一君

井出 庸生君 柚木 道義君

法務大臣

法務副大臣

法務大臣政務官

文部科学大臣政務官

最高裁判所事務総局刑事局

最高裁判所事務総局家庭局

政府参考人

(警察庁長官官房審議官)

政府参考人

(法務省民事局長)

政府参考人

(法務省刑事局長)

山下 貴司君

平口 洋君

門山 宏哲君

中村 裕之君

政府参考人

(出入国在留管理庁長官)

佐々木聖子君

政府参考人

(外務省大臣官房審議官)

岡野 正敬君

政府参考人

(文部科学省大臣官房審議官)

矢野 和彦君

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官)

本多 則惠君

政府参考人

(厚生労働省子ども家庭局

児童虐待防止等総合対策室

長)

藤原 朋子君

齋藤 育子君

委員の異動

五月二十四日

辞任

補欠選任

岸本 周平君

森田 俊和君

同日

辞任

補欠選任

森田 俊和君

同日

辞任

補欠選任

岸本 周平君

同日

辞任

補欠選任

岸本 周平君

同日

辞任

補欠選任

岸本 周平君

同日

辞任

補欠選任

岸本 周平君

官岡野正敬君、文部科学省大臣官房審議官矢野和彦君、厚生労働省大臣官房審議官本多則惠君及び厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長藤原朋子君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○葉梨委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局刑事局長安東章君及び家庭局長手嶋あさみ君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○葉梨委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

先日、二十二日の参考人質疑というのは、大変、私自身、認識が深まりました。その際、複数の参考人から、児童養護施設等の処遇の改善も必要という意見をいただきました。法案に入る前に、この問題についてお聞きをしたいと思います。とりわけ、実態の把握という点で幾つかお聞きをしたいと思います。

まず、外国人の子供の実態把握についてお聞きをしたいと思います。

配付資料の一を見ていただきたいんですけども、これは、東京都の児童相談所が調査をされている、調査といえますか報告されている実態概要というものの二〇一八年度版であります。

児童又は親の少なくとも一人が外国人である相

談を外国人ケースとして集計しているわけですが、それによりますと、これを見ていただきますと、養護相談というものが、この棒グラフなんですけれども、やはりこの間、二〇一三年から二〇一七年の間にほぼ倍になってきているということでありまして、二〇一三年は六百四十四件だったんですけれども、二〇一七年度は千二百四十四件というところであります。

厚労省にお聞きしたいんですが、やはり、全国的には、こうした社会的養護を必要とする外国人の子供の実態というのは把握されているんでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

児童養護施設に入所している外国人にルーツを持つ子供の人数につきましては、全国的には、私ども把握はしてございません。

外国にルーツを持つ子供を含めて、子供の個別のニーズに対応するということが重要であると考えておりまして、厚生労働省といたしましては、個別の対応が必要な子供への対応を行う職員ですとか、あるいは心理的、医療的なケアが必要な子供に対する専門的ケアを実施する心理担当職員や看護師の配置の加算など、こういったことで配置を促進しております。個別の対応が必要な子供に対して適切な対応ができるように、必要な支援に取り組んでいるところでございます。

○藤野委員 後半の方は後でまた聞く予定なんですけど、まずは、実態は把握されていないということでありまして、

配付資料の二、裏を見ていただきますと、これは全体の個別の中身がわかる資料なんですけど、二十九年度、二〇一七年度でいいますと、全体は千七百四十四件なんですけれども、このうち施設入所というのは七十九名で、傾向としては大体八十

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○葉梨委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房審議官田中勝也君、法務省民事局長小野瀬厚君、法務省刑事局長小山太士君、出入国在留管理庁長官佐々木聖子君、外務省大臣官房審議

官岡野正敬君、文部科学省大臣官房審議官矢野和彦君、厚生労働省大臣官房審議官本多則惠君及び厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長藤原朋子君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○葉梨委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局刑事局長安東章君及び家庭局長手嶋あさみ君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○葉梨委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

先日、二十二日の参考人質疑というのは、大変、私自身、認識が深まりました。その際、複数の参考人から、児童養護施設等の処遇の改善も必要という意見をいただきました。法案に入る前に、この問題についてお聞きをしたいと思います。とりわけ、実態の把握という点で幾つかお聞きをしたいと思います。

まず、外国人の子供の実態把握についてお聞きをしたいと思います。

数名とか七十数名ということで、施設入所自体は、こういう規模で一応推移しております。

ただ、右側の方に行くと、助言というものが、例えば、二十五年度は六百十一件だったのが、二十九年度、二〇一七年度は千三百八件ということ、やはり相談がふえているということが中身としてはわかると思うんです。

そのうち、やはり養護相談というのが非常に多いわけですが、これはちよつとこのページには載っていないんですが、この養護相談のうち、二〇一七年、千二百四十四件なんです、このうち、虐待、要するに虐待を受けているというものが千二十六件、東京の調査ではある。ですから、相談のうち、虐待にかかわるものが八二％なんです。

これは東京の事例ではありませんけれども、やはり外国人の子供にとつても、虐待の問題というのが深刻なんじゃないだろうかということ、うかがわせる調査だということに思っております。

厚労省にお聞きしたいんですが、今後、今はされていないということなんですが、やはり虐待の問題についても、外国人の子供というのが深刻な可能性があるわけですから、個別の対応とおっしゃいましたけれども、前提として、国としてもこうした調査を行うべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の点でございますが、厚生労働省といたしましては、児童養護施設等においても、できる限り家庭的な環境となるように、小規模かつ地域分散化を進めているということでございます。こうした取組を進める上で、施設に入所している子供の実態を把握することも重要であるというふうに考えております。

ですので、外国にルーツを持つ入所中の子供についても、把握の必要性ですとか、どのような方法があり得るのかなどにつきまして、検討はしていきたいというふうに考えております。

○藤野委員 ぜひこれはやっていただきたいとい

うふうに思います。

中日新聞のことしの四月一日の報道では、中日新聞は調査をされたんですね。全国ではなくて、中部地方を中心とした九県、愛知、岐阜、三重、長野、福井、滋賀、石川、富山の百四の児童養護施設についてアンケート調査をされていまして、このうち九十四施設から回答があった。その回答によりまして、外国籍かあるいは無国籍かという子供が八十七人入所していたことがわかったということなんです。これは、九十四施設の入所者全体の二・四％だということでありまして、ただ、これは報道だけでは、数はわかるんですけども、国籍もわかるんですが、何で入所をされたのかということがよくわからない、うかがい知れないということ、あるいは相談のこととか、東京の調査などでわかっている中身まではなかなか伝わってこないという面もありまして、やはり、こうした実態をつかんでいく必要がある。

この調査によりまして、施設の側としては、通訳の力をかりたいという要求がかなりあるようでありまして、当然だと思っております。子供ですからも、そもそも言葉にできないということもありまして、さらに、話を聞くことと思つたらば通訳が必要だということでありまして、ぜひ、こうした要望も上がっておりますので、厚労省としては、実態把握、そしてそれに基づいた対策というのをやっていただきたいと思っております。

法務大臣にもちよつとお聞きしたいんですが、やはりこれは、現状でも急増している、東京の調査ではあります、ふえております。今後、更に大臣のもとで外国人の受入れが拡大していくということでありまして、政府全体としても、こうした外国人の子供のやはり社会的養護の必要性の実態等を把握していく必要があるというふうに思っています。どのようにお考えでしょうか。

○山下国務大臣 社会の国際化が進展する中で、我が国に居住する外国人が更に増加し、議員御指摘のとおり、社会的養護を必要とする外国人の子供が増加していくことも予想されているところで

ございます。

社会的養護を必要とする者を含め、誰一人取り残されることがない社会を実現することというのは、政府としても重要な課題であると認識しております。御指摘のような調査の必要性も含め、厚生労働省を始め関係府省庁と連携して検討してまいりたいと考えています。

○藤野委員 その上で、厚労省に重ねてちよつとお聞きしたいんですが、参考人から、今厚労省が進めている小規模化との関係で、小規模化はそれ自体必要なですけども、しかし、例えばですが、影山参考人は、小規模化すれば当然のことながら職員の数も少なくなる、大きな施設であれば何十人という職員で、場合によってはみんなバックアップしてやっていると、小規模化することによって少ない人数で対応しなきゃいけない、ましてや経験年数が非常に短いということ、より困難になってまた職員がやめていく、こういう悪循環に陥っている、そういうところもあるという指摘がございました。

厚労省としては、先ほどもちよつとお触れになりましたけれども、この点について、職員の経験不足の問題も含めて、悪循環という指摘、これはどのように改善していこうとされているのか、御答弁ください。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。児童養護施設等の施設の小規模化についての御尋ねでございます。

施設の規模化につきましましては、個別の対応が必要な子供への対応を適切に行うという観点から重要な政策課題であるというふうに考えておりました。そのため、施設の職員の配置等につきましても充実を図ってきているところでございます。例えばでございますけれども、個別の対応が必要な子供への対応を行う職員の配置ですとか、それは医療的なケアが必要な場合、あるいは心理的、医療的なケアが必要な子供に対する専門的なケアを実施する心理療法担当

職員や看護師を配置する場合の加算の措置、それから、小規模な施設につきましては、今年度、プラス一人、常勤で加配をするというような予算についても確保しているところでございます。

また、今年度中に、都道府県におきましては社会的養育の推進計画を策定をいただくということにしておりまして、各都道府県におきまして、そういった施設での取組ですとか県での支援体制、こういったことについても計画を定めていただくというふうにしてまいりますので、こういったことを、全体として取組が進むように厚労省でも支援を進めていきたいというふうに考えてございます。

○藤野委員 配置の問題がございました。ぜひ進めていただきたいんですが、同時に、影山参考人は、配置してもなかなか定着しないという話もありまして、二、三年でやめてしまふ実態もあるという指摘もありましたので、やはり待遇改善という要望もありました。ですから、そういうことも含めて、あるいは研修等もあると思っております。検討いただきたいと思っております。

あわせて、伊藤参考人からは、児童養護施設なんですけれども、やはり地方公共団体の施設になつていくということで、別の県との関係で連携がなかなか難しいという指摘もされておりました。事案によっては親との距離をとらせたいということがあるんだけれども、なかなか神奈川から別の県へということが実務の上では難しいというふうに伊藤参考人のおっしゃっております。

そういう点で、こうした都道府県間の児童相談所間の連携ということについては何か検討されているでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。都道府県間の移動などに伴うお子さんの支援に重要であるというふうに考えております。

児童虐待の事例におきましても、例えば県間を移動するような転居のケース、その間に支援が切れないようにすることは非常に重要な観点だと

思っておりまして、児童相談所間での連携ということと、特に、事案についてきつちりと引継ぎを行って行くというふうなことを、現在、児童相談所等に対して周知、指導を行っているところでございます。

こういったことをしっかりと取組を進めていくことによりまして、事案について、転居等で移動した場合にも支援が切れ目なく行われること、また、入所措置をする場合にも、やはり県の中だけで対応できるケースばかりではありませぬので、この場合、例えば、ある県の児相から別の県の児相に対して協力依頼をするようなこともございませぬ。こういったことも、切れ目が無いようにしっかりと指導をしていきたいというふうに考えております。

○藤野委員 入所以前の一時保護の段階でそうしたことが必要ではないかというのが伊藤参考人の指摘でしたので、そこも踏まえて対応いただきたいと思っております。

次に、法案についてお聞きしたいと思うんですが、法案では、十五歳に達している場合には、特別養子縁組の成立に当たってその者の同意が必要だということでありませぬ。一昨日の参考人質疑の中でも、じゃ、十五歳未満の場合はどうやってその意思を確認していくのか、尊重していくのかということがかなり議論になったと思っております。

大村参考人からは印象的な発言がありました。十五歳未満については手続の方で従来も対応しているということ、そちらに委ねるといふ説明をいただいたんですね。グラデーションがあるんだらうという表現もありました。聞き方も年齢に応じてさまざまな工夫が必要だろうということ審議会の場では確認しているということであつたんです。

しかし、十五歳未満というのは手続の方で従来も対応しているという話なんです、従来はほとんどが乳幼児であつて、今回のように大きく引き上げていくという場合には、やはりなかなか、従

来の発想や方法というのがどこまで対応していくのか。しかも、グラデーションがあるというんですね。

これをどのように法務省として、あるいは厚労省として検討しているのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘のとおり、養子となる者が十五歳未満の場合でありませぬ。家事事件手続法の第六十五条の規定によりまして、家庭裁判所が特別養子縁組の成立の審判をするに当たっては、養子となる者の意思を把握するように努め、その者の意思を考慮しなければならぬこととされております。

家庭裁判所におきましては、実際にも家庭裁判所調査官による調査等の適切な方法によって子供の意思を把握するように努めておりまして、審判をするに当たっては、子供の年齢や発達程度に応じて、その意思を適切に考慮しているものと承知しております。

子供の意思の把握でございますが、年齢、発達程度に応じて適切な方法で行うことになりませぬけれども、家庭裁判所調査官が養子となる者と面接したり、家庭を訪問して養子となる者の様子を観察し、養親となる者との適合状況を分析したりすることにより、子供の意思を把握していることが多いものと承知しております。

御指摘のとおり、今後、養子となるべき者の年齢の上限を引き上げられますけれども、これまでのこういった家庭裁判所調査官における意思の把握等々、そういった経験、知見を活用して、今後適切に意思の把握がされていくものだということに承知しております。

○藤野委員 今お話がありましたように、やはり家庭裁判所の調査官というのが非常に大事な役割を担ってくると思っております。

とりわけ、現場の調査官、現役の調査官の方にもお話を聞かんで、非常にその方が心配されてきたのは、告知、つまり、いろいろなケース

があると、思うんですけども、子供の意思を尊重しつつ、どの段階で告知していくのか、これを大変気にされていらつしやいました。

子供にとつては、小さい場合は実の親だとずっと思っている場合もあるわけでありまして、そうしたケースもあれば、そうでないケースもあるということ、逆に、親にとつても、子供との間に血縁関係が知られたくないというケースもあつて、この意向調査を拒むことも予想されるといふお話しも聞かれました。

ですから、この告知について、とりわけ申立人の、親に理解してもらおうということも含めてなんです、とりわけ告知についてはどのように考えたいらつしやるんでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

特別養子縁組の養親が養子に対して縁組の事実を知らせる真実告知でございますが、養親からも知らされたくないで、養子がみずからその事実を知つた場合ですとか、あるいは第三者から真実を知らされた場合などに養子が受ける精神的衝撃を未然に防止して、養子の心理的安定を確保するために必要とされているものと承知しております。

養親がこれを行う場合にも、養子の精神面に与える影響等を考慮して慎重に行うべきものであると承知しております。養親はみずからそういったことを自覚された上でこれを実施すべきであつて、その実施時期につきましても、基本的には養親自身が適切な時期を選んで行うのが相当であると承知されます。

そこで、養親には、事前に、その告知の重要性ですとか、あるいはこれを行う場合の注意点等について十分に理解をしていただく必要があると考へておりまして、厚生労働省の児童相談所運営指針ですとか民間あつせん機関が適切に養子縁組のあつせんに係る業務を行うための指針におきまして、児童相談所や民間あつせん団体は告知に関する支援をすべきこととされているものと承知しております。

法務省といたしましては、今回の改正案が成立

した後は、その見直しの内容はもろろんのこと、特別養子縁組自体についても、養親となられる方などに対して十分に周知する必要があると考へておりまして、関係諸機関とも協力しつつ、効果的な周知活動のあり方について検討してまいりたいと考へております。

○藤野委員 調査官の方も心配されてはいたけれども、やはり事前のそういう周知しかないんです、よね、事前の。やはり事後、皆さんも、参考人もおつしやりましたけれども、特別養子縁組だからもう支援はないよということではなくて、成立後も、この告知の問題というのは非常に大きなウエイトを占めますし、それ以外にもあるんですが、やはり成立後もしっかりとサポートしていくということがどうしても必要になるというふうな思っております。その点についてもぜひ検討いただきたいと強く求めたいと思っております。

その上で、これは伊藤参考人からありましたけれども、子供の手続代理人ということについてお聞きしたいんです。

ちよつと時間の関係で、これについて、この間、二〇一三年以降、大体九十七件ぐらいしか使われていないということなんです。弁護士会による助成制度もあるとは聞いていますので、それだけでも、それがどれぐらい利用されているかという状態はよくわからないというふう聞いております。

参考人の話では、要するに、夫婦が争つて、親権を争つていような場合は、父親は弁護士を立てるし母親も弁護士を立てるんだけれども、肝心の子供が、その間で、激烈な間で声を代弁できる人がなかなかいないという指摘でありました。子供の手続代理人というのはそういうための制度なんです、実際にどういう場合につくかというところ、対立しているお父さんとお母さんが合意しているとか、あるいは対立しているお父さんとお母さんが費用を出してくれる場合でなければなかなかつかないということでありませぬ。

これは、伊藤参考人も言っていましたけれども

も、国として、やはり子供のために弁護士さんをちゃんとつけるために何らかの改善をしてほしいという要望でありました。大臣、これはもつともだと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

子供の手続代理人についての問題でございますけれども、手続代理人が選任された場合には、裁判所の定める相当額の報酬を手続代理人に支払わなければならないとなっておりますけれども、子に支払う能力がない場合には、手続上の救助の制度によりまして、手続代理人に対する報酬の支払いの猶予を受けることができることとされております。また、この費用につきましては、家庭裁判所の判断によって両親に対して負担させることも可能でございます。

御指摘のように、子供の手続代理人の費用負担について、さまざまな考え方があろうかと思っております。例えば、公費で負担するという考え方にあります。これは私人間の紛争の処理のために要する費用を公費で賄うことについて国民の理解、納得を得られるかなどの問題があります。それから、慎重に検討する必要があるものと考えておりますが、いずれにしても、家事事件の手続において、みずから事件に関与することを希望する子の手続保障が図られることは重要でありまして、そのためには子供の手続代理人の制度のより一層の活用が望ましいと考えられます。ことから、引き続き、関係機関と連携しつつ、実務の運用状況を注視してまいりたいと考えております。

○山下国務大臣 今局長から御説明いたしましたけれども、私人間の紛争の処理のために要する費用を公費で賄うこと、でございますので、まず国民の理解、納得が得られるかという問題もございまして、関係機関と連携しつつ、実務の運用状況を注視した上で、更に検討してまいりたいと考えております。

○藤野委員 これはぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思っております。

次に、いわゆる、先ほどお話がありましたけれども、家裁の役割、とりわけ調査官の役割というのが大変重要になってきているというふうな思っております。

今回、今法案だけではなくて、この法案でいえば、それほど特別養子縁組が爆発的にふえるかどうかは、これはまだわかりません。ただ、これ以外にも、この間、家事事件手続法の改正や児童福祉法の改正、今まさに別委員会でもやっておりますけれども、児童虐待防止法、これも改正される見込みです。当委員会でも、つい先日、子の引渡しに関する民事執行法改正も行われました。ですから、子供の最善の利益という観点での法改正というのは、この間、連続しているというふうな思っております。

ですから、それに伴って、家裁やあるいは家裁調査官の果たすべき役割というの非常に大きく広がっているというふうに思っております。逆に言いますと、家裁や家裁調査官の役割が発揮されなければ子供たちの利益が損なわれかねないという、そこにもはね返ってくる問題だと思っております。

最高裁にお聞きしたいんですが、そういう意味で、やはり家裁調査官を始めとした人的体制の整備というのは必要だと思っておりますが、増員を検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

家裁調査官につきましては、その特色でもあります。科学的な後見性を十分に発揮して的確な事件処理を図れるよう、事件動向や事件処理状況等も踏まえまして、必要な体制整備にこれまで努めてきたところでございますが、具体的には、平成二十二年から平成二十一年度までの間に合計で七十三人の増員を行い、必要な体制整備を行ってきたところでございます。

このような状況のもとで、家裁調査官の人的体制につきましては、家事事件、少年事件の動向や

それから事件処理状況に照らして検討してきているところでございますが、委員御指摘のとおり、今回の特別養子制度の事件処理において家裁調査官が担う役割等、こうしたことの重要性も踏まえまして、必要なる人的体制の整備に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

○藤野委員 いやいや、それはちよっとおかしなところですね。今、平成十二年から二十一年まで七十三人ふえたと言いましたが、それから十年間、何といいますが、平成二十一年まではふやした、そこでふやして最後なんです、そこからずっとふえていないわけですよ。その間、家事事件については非常にふえておりますし、虐待については急増しているという状況であります。

今申し上げたように、この間、国会自身が法改正で子供の利益ということに関する法律を何度もつくってきたにもかかわらず、家裁調査官の役割がふえているというふうに思っておりますが、最高裁には家裁調査官の役割がふえているという認識はあるんですか。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

家裁の役割それから家裁調査官の調査の重要性、そうしたものがますます重要になってきているということは、委員御指摘のとおりかというふうな存じます。

そのような認識も踏まえまして、事件の動向、事件処理状況等に照らしまして、引き続き必要な体制整備を図ってまいりたいと思っております。

○藤野委員 いや、もう動向は明らかじゃないですか。この間ずっとふえてきているから、我々には、国会としては法的に対応しているわけでありまして、だから、こうやって議論もされているわけですね。

もう動向ははっきり言って明らかであります。にもかかわらず、二〇〇九年、平成でいえば二十一年以降、家裁調査官は一人もふえていないわけですよ。増員がないわけです。これは余りにも実態とかけ離れているし、我々が法律をつくって

も、それをしっかりと運用してもらおう調査官がいなければ、結局は子供の利益が図れないわけですから、これはやはりかじを切っていたら必要がある、このことを強く求めたいと思っております。

最後に、大臣にもお伺いしたいんですが、やはり、今回の法案というのは運用が非常に、新たな領域といえますか、難しい領域だと思っております。

大村参考人は、先日の陳述でこう述べられました。家族法の改正というのは意見が対立することが多く、立案はなかなか難しいので、取りまめは難航したというふうな理解しております。さまざまな機会に表明されました懸念に対して十分な配慮を行い、制度が適切に運用されることを期待しておりますというふうな。私も期待はするんですが、しかし、やはり難しい問題ですから、不断の見直しも必要だと思っております。

大臣にお聞きしたいんですが、やはり、仮にですけれども、これが成立しましたらば、その後の施行状況をしっかり見ながら、適切な時期に見直しも必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○山下国務大臣 先日の参考人質疑において大村敦志参考人も述べておられましたとおり、今回の改正は、特別養子制度に関する喫緊の課題について見直しを行うものでございます。

法制審議会の議論においても、養子制度に関しましては検討すべき課題が残されているとの指摘がされたということも承知しております。

委員御指摘のとおり、本法律案が成立し、施行された場合には、まずは改正後の特別養子制度の運用状況を注視してまいりたいと考えておりますが、養子制度のあり方については、特別養子制度も含め、必要に応じて引き続き検討してまいりたいと考えております。

○藤野委員 終わりますが、家裁調査官の増員については重ねて強く求めて、質問を終わります。

○葉梨委員長 以上で藤野保史君の質疑は終了い

たしました。

次に、遠山清彦君。

○遠山委員 公明党の遠山清彦でございます。

大臣、参議院に行かれないといけないということですので、若干順番を変えて、大臣にお聞きしたい質問を二、三して、大臣の適切な時間に御退席をさせていただければと思います。

まず一問目ですけれども、今回の改正案に盛り込まれております養子候補者の上限年齢の引上げについてお伺いをしたいと思います。

これまでは、原則として、特別養子縁組の成立の審判の申立て時に六歳未満であること、例外でも八歳未満とされてまいりました。改正案では、これが十五歳未満に引き上げられまして、例外でも十八歳未満までというふうにされております。

このことについて、まず、最も強い御批判として、この対象年齢を引き上げることが、子供に安定した家庭養育環境を提供し、子供の成長に資するという特別養子縁組制度本来の趣旨から逸脱するものであり、今回のような年齢要件の引上げではなくて、未成年後見制度を利用しやすくするなど、別の対応もあつたのではないかと御指摘がありますが、これに対する大臣の御見解を伺いたいと思います。

○山下国務大臣 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、特別養子制度は、養親と養子との間に実親子間と同様の実質的な親子関係を創設することによって、養子に家庭的で安定した養育環境を提供することを目的とするものでございます。

この点について、今日における発達心理学等の知見によれば、親子関係は子供の年齢によってさまざまに変化するものでありまして、ある程度年長の子供でも、養親との間で年齢に応じた実質的な親子関係を築くことはできるとされております。

このため、今回の改正によって養子となる者の年齢の上限を引き上げても、養親と養子との間に実親子間と同様の実質的な親子関係を創設するこ

とによって養子に家庭的で安定した養育環境を提供することにはならず、特別養子制度の趣旨、目的は特に変わることはならず、その上限を引き上げることが制度の趣旨を逸脱するものとは考えておりません。

また、他方で、確かに、社会的養護の状況下にいる子供さんの中には、養子縁組というよりは、実親の家庭への復帰を図るために、一時的にその子供に対する親権を停止して、未成年後見人による監護を受けさせることが適切である者もいるとは考えられます。

そのような子供との関係では、御指摘のとおり、未成年後見制度を利用することが重要であると考えておりますが、他方で、実親の家庭への復帰が望めない子供については、ある程度年長になつていても、特別養子縁組により家庭的な養育環境を提供することが相当である場合もあるものと考えております。

その意味では、社会的養護の状況下にある子供に対してはさまざまな選択肢を用意することが重要でありまして、本法律案による改正はその選択肢をふやすものであると理解しております。

○遠山委員 今回の改正では、これはあくまでも原則ではなくて例外だとは思いますが、やむを得ない事由があるときは十八歳未満まで特別養子縁組の成立が認められているということでございます。

私がお伺いしたいのは、このやむを得ない事由というのは具体的にどのような事由を想定されているのか。やむを得ないといった場合には、子供にとつて、養子になる者にとつてやむを得ないのか、それとも養親にとつてやむを得ないのか、実親にとつてやむを得ないのか、このやむを得ない事由といったときも誰にとつてやむを得ない事由なのかということもございまして、また、具体的にどういふことを想定してこういう表現で改正をされようとしているのか、御見解を伺えればと思

います。

○山下国務大臣 まず、やむを得ない事由の有無

は、養子となる者が十五歳に達するまでに養親となる者が特別養子縁組の請求をすることができなかったことについて判断することになります。

例えば、該当例としてどのようなものが考えられるかということですが、養親となる者が養子となる者の養育を開始してから間がない、十分な熟慮期間がないうちに養子となる者が十五歳に達した、それまでに養親となる者が請求をすることができなかった場合があります。そうした場合でも、十五歳を超えて機械的に切るというのではなくて、やむを得ない事由ということに当たる場合にはこれに当たり得るものと考えております。

○遠山委員 よくわかりました。そうすると、養親にとつてやむを得ない事情があつて十五歳を超えてしまふということと理解をいたしました。

大臣への質問は最後になるかと思いますが、次に、特別養子縁組における養親というのは、民法八百七条の四に基づきまして、一方が二十五歳以上で他方が二十歳以上の夫婦でなければならぬとされているわけでございます。

今回の改正によりまして養子となる者の上限年齢を引き上げる、今議論しておりますとおり、十五歳未満、例外として、やむを得ない事由があるときは十八歳未満まで認められるわけでございますが、そうしますと、養子をとろうという親が法律上は二十五歳と二十の夫婦でもいいということになつていくわけですので、これが十八歳まで養子にできるということになりますと、養親と養子との年齢が非常に近接する可能性があるということと、ここに問題性はないのか。この点について大臣の御見解を伺いたいと思います。

○山下国務大臣 御指摘のとおり、養親については、その一方が二十五歳以上、他方が二十歳以上の夫婦ということで、民法第百七条の四では規定しております。したがって、御指摘のとおり、法律上は、養親と養子との間の年齢差が近接するということもあり得ないわけではないわけでございます。

しかしながら、特別養子縁組の成立は全て家庭裁判所の審判を経なければならず、また、家庭裁判所は、子供の利益のために特に必要があるときに限りこれを成立させることとされております。そうしたことから、家庭裁判所が養親となる者の適格性を審査する際に養子となる者の年齢差も当然考慮されるということも考えられまして、実際には養親と養子との間の年齢差というものが障害として問題となるという事態は生じないものと考えているところでございます。

なお、法制審議会の特別養子制度部会においては、養親となる者の年齢要件の見直し等についても確かに検討が行われましたが、個別具体的な事案に応じ、家庭裁判所が養親と養子との年齢差を考慮するのが適当であるという判断がされ、年齢差に関する要件は設けないこととされたものと承知しております。

○遠山委員 わかりました。法律上可能だけれども、実務というか、家庭裁判所の調査、審判等において社会常識等に照らして適切に個別のケースごとに判断をしていくから、大臣として、余り大きな問題は生じないだろうという御想定だということに理解はいたしました。これは本筋に、これから、改正案が成立したら新しい法律に基づいて実務が行われているわけでございます。そこで本筋に適切にやつていかなければいけないというふうには思いますので、また大臣のしっかりとした指導監督、よろしくお願いをしたいと思います。

では、参議院の方に行かれても結構でございます。それでは、政府参考人にちよつと伺いたいと思

います。実親が未成年の場合に、特別養子縁組への同意の主体者にはなれないのかどうかということについてお伺いをしたいと思います。

これは、前回の私の質疑の最後の方で、今回の法改正案で、実親の同意に撤回の期限、二週間です。これを設けておいて、その趣旨と背景、また理由等についても御答弁をいただいた

けですが、私の今の質問の趣旨は、特別養子縁組への同意を通常求められる実親自体が未成年の場合に、同意の主体者になれるのかということをお伺いしたいと思います。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

特別養子縁組の成立には原則として養子となる者の実親の同意がなければならぬとされており、同意は身分法上の法律行為であり、意思能力がある限り、未成年者であっても同意の主体となることはできます。

○遠山委員 そうしますと、年齢だけ見れば未成年ですから成年ではないけれども、実際に子供を持つという親というところの外形に着目をして、同意の主体者になれるという御判断だと思います。

ただ、当然のことですが、その実の親は未成年ですので、いろいろな意味で経験が足りない、あるいは感情的に不安定になる、そして、自分の子供を特別養子縁組に出すということについての判断がなかなかできにくいということも考えられ得るわけであり、そういう状況の中で、今回は二週間という撤回の制限をつける。二週間を超えてしまったら、その後、やはりやめたということができない、自分が産んだ子供との縁を完全に切ってしまうということも未成年でありながら二週間で決めなきゃいけない、こういう状況になるわけでございます。

そこで、次の質問は、未成年であるがゆえに、その実親自体に親権者とか監護者がいるという可能性は高いと私は思っておりますが、もちろんケースで違うこともあろうかと思っておりますけれども、こういう同意の主体者になり得る未成年の実親以外の方々の支援というものについてはどうふうにかかっているのか、政府の見解を聞きたいと思っております。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

この改正案におきましては、特別養子適格の確認の審判、すなわち第一段階の審判をする際に

は、家庭裁判所は、実親が未成年である場合には、その者の親権者や後見人等の陳述を聴取しなければならぬこととされており、未成年の実親が同意をするか否かを判断するに当たりまして手続に関与することになりますので、事実上サポートをすることができると考えております。

○遠山委員 わかりました。ぜひ、実親が未成年の場合は、今民事局長の御答弁にありましたように、やはり関係者のサポートがしっかりと入った形で適切な判断が行われることを望みたいと思っております。

続きまして、今度は法務省と厚労省、両方にお伺いをしたいと思います。養親希望者である夫婦の年齢が高い場合ですね。例えば、特別養子縁組で養子をとりたいという夫婦が、例えばですけども、六十歳以上、お父さんになる人、お母さんになる人が超えているような場合に、私が今まで、養子縁組あつせん法などの策定中に現場の声を伺う機会があつたんですが、なかなか、高齢の夫婦の場合は養子縁組あつせんそのものの対象にしてもらえないという声を聞いたことがございます。

私が具体的に聞いたケースは、当時、五十代後半の御夫婦が東京都内のある区役所に行つて、特別養子縁組を望んでいるということを言つたら、その養子関係を担当している区役所の役人そのものから、いや、もうあなたたちは御高齢なので無理だと思つて、いわば事実上の門前払いを受けたということを私に直接訴えてきた方も実際にありました。

そこで、ちょっとここで確認をしておきたいのですが、養親希望者の夫婦について、上限年齢という制限は法律上あるのかないのか。また、法律上はないけれども、自治体とか児童相談所とか民間のあつせん機関とか、実務上そういう制限をかけている実態というものはあるのか。この点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。まず、法律上の制限についてはございませぬが、民法におきましては、特別養子縁組における養親となる者の上限年齢についての規定はございませぬ。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

実務上どうかということでございますけれども、厚生労働省では、まず里親委託のガイドラインというものと、それから養子縁組のあつせん法に基づく指針、これは告示でございますけれども、この二つが根拠となるようなものとしてございませぬけれども、まず、養親希望者が一定の年齢に達していることだけをもって一律に排除をすることはできないということを確認してございませぬ。

また、その際、子供の成長の過程に応じて必要な気力や体力や経済力、こういったことが求められることになるということは事実でございますけれども、そういった養親希望者との間で将来の見通しについて具体的に話し合いながら適否を検討しなければいけないというふうには、里親委託ガイドライン及び民間あつせん法に基づく指針双方において規定をしておりますので、こういったことをしっかりと周知していきたいというふうな考えております。

○遠山委員 今、法務省、厚労省の御答弁をいただきましたが、くくつて言えば、法律上も実務上も養親希望者の夫婦の年齢について特段の制限はないということなんでしょう。

ただ、もちろん、これは当然、家庭裁判所の審判における個々のケースの判断でいろいろ積み上がりがあると思うんですが、確かに、今までの法律だと六歳未満の小さなお子様が対象だった、そこに六十歳とか場合によっては七十歳の夫婦が養親になりたいと言つてきた場合は、なかなか現実、難しいというのは私は理解をできます。

ただ、今回の法改正で、まさに十五歳未満まで、例外ですけれども十八歳未満まで養子の対象になるということになりますし、それから、新聞

等で報道されておりますように、今の六十歳の方というのは三十年前の六十歳の方よりは大方心身ともにお元氣だということがデータ上も出ていますので、ですから、それも個人差がある話ですので、個別のケースで審判するしかないと思つていただいても、ただ、私、何を申し上げたいかというところ、どうも今までは実態上は何となく制限がかかつていて、もう五十五歳とかを超えてきたら特別養子縁組の養親の対象者には事実上ならぬという思いを持っている方が実は多いんだと思つてございませぬ。

ただ、今回の法改正の後には、私はそこはもうちょっと柔軟に考える必要があると思つて、そのことが家庭環境で養育される子供をふやしていくことにつながるという意味においては法改正の趣旨には合致していると思つてございませぬ。ぜひ法務省、厚労省も、今の答弁にありましたように、養親希望者の夫婦に別に特段年齢の上限制限みたいなものはないということは事実として通知をしていただいた上で、適切な対応をしていただきたいというふうな思つております。

最後の質問、本日は大臣だったんですが、民事局長、答えていただけかと思つてございませぬ。現実的にはレアなケースだと思つて、例外的に十八歳未満に近い者が特別養子になること、その養子になる者にも子供がいるということがあり得ます。今まではあり得なかつたわけですが、これからはあり得ることなんでしょうが、これについて政府はどのような見解を有しているのか、問題性のある混乱は起こらないのか。この点について御答弁いただければと思つてございませぬ。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

今回の改正案によりますれば、特別養子縁組によりまして、例えばですけども、十六歳、十七歳の子供も養子となることができるわけでございます。そして、そのために、そういった方に子供がいるということも想定されるところでございますが、子供がいる者を養子とする特別養子縁組の成立を一律に否定する、そういう否定すべき理由

はないものと考えております。

したがいますして、子供がいる者も特別養子となることができるといふふうに考えておりますが、これはやはり、個別のケースにおいて、その子供にとつて何が利益になるのかということ踏まえて適切に特別養子縁組の成立が判断されるものと考えております。

○遠山委員 時間がないので御答弁はもう要りませんが、今のお話は、特別養子縁組で養子になった者にも子供がいるというケースがあり得るということにこれからなっていくわけですが、その場合、養子と養親は戸籍上つながるわけですが、養子の子供は、養子が養子になったからといって、その養親とその下の子供が自動的に戸籍上、孫になるわけではないと先日教えていただきました。

そうすると、これは法律上の話ですので、実態上、一緒に暮らすんだと思いますけれども、行く行くこの養親が更に高齢化していったときに、率直に言うと、相続の問題とか、親族関係、どこに置くかとかということがその養子のまた子供に起こってくるということでございますので、それも個々のケースで判断だと言われればそのとおりだとは思いますが、そういった、今回の改正で今まで想定していなかったことが起こるといふことも前提に、しっかりとした政府の対応を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○葉梨委員長 以上で遠山清彦君の質疑は終了いたしました。

次に、鬼木誠君。

○鬼木委員 おはようございます。自由民主党の鬼木誠でございます。

本日は、民法等の一部を改正する法律案、特別養子制度の改正について質問をさせていただきます。

おとこの五月二十二日の参考人の意見陳述、すばらしいものだったと思います。さまざまな分野、お立場におかれてこの特別養子又は養子といった制度にかかわってこられた方が、本心に

を込めて、自分の経験や、社会を見た思いを率直に語っていただきました。

法律をつくるに当たって、学者の方や現場の方というのはこういった場にも来ていただくことがあるんですが、今回、特にサヘル・ローズさんのお言葉、みずから、孤児院で育ち、また養親に引き取っていただいて、そうした中で生きる希望を見出して、前向きに、そしてその思いを今世の中に発信しているという方の思い、言葉というのは本当に重たいものがあったと思います。

改めて、本日はおられません、五人の参考人の皆様方に感謝を申し上げます。

また、その中でたくさん課題も出てきたと思いますので、そういった点について、きょうは質問をさせていただきます。

家族法は、やはりデリケートなものでございませう。家族というのには本心にさまざまな形や背景があるわけで、制度というもので一律にくるといふのが大変に難しい。だからこそ、制度をつくってもいろいろ矛盾が生じる、だけれども、制度というものをつくって守っていくかなければならぬものがある。どうすれば普遍的に、さまざまな家族の形に対応できるのかということも法でつくっていくという役割の重たさも改めて感じたところでございます。

感情に流され過ぎてはいけないということも自戒した上でも、やはり法に魂を込めるといった作業、それができるのが立法府の仕事だと思っております。

そうしたことを踏まえて、質問をさせていただきます。

まず、大村先生からの御発言で、家制度の廃止とともに民法が改正されたということをおっしゃいましたが、昭和二十二年以来の養子制度に対する考え方の変遷、歴史についてお答えいただけますか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

養子制度は多くの機能を持ち得るものでございませうが、家長が強大な権力を持っていた戦前の家

制度のもとでは、養子制度は家長の後継者を得るための制度としての役割も有しておりました。昭和二十二年の民法改正の前には、このような観点からの規定が置かれておりました。

昭和二十二年の民法改正の際に、家制度の廃止とともに養子制度につきましても改正がなされまして、特に未成年者を養子とする制度は、先ほど述べた意味での家のための制度から、子供の利益を図る子供のための制度に生まれ変わったものと考えられます。

その後、家庭に恵まれていない子供に温かい家庭を提供してその健全な育成を図るために、現在改正案を出しております特別養子制度が創設されまして、未成年者を養子とする制度については、子供の利益を図ることがより重視されるようになったものと認識しております。

○鬼木委員 文化やその時々の人々の暮らしとともに制度がつけられ、変化していったということ、制度の趣旨や目的、そのありようも変わっていったのだと思います。

先般の戸籍法も、また今回の民法改正も、やはり、どういう趣旨でその制度が歴史的に生まれ、変遷していった、そして今の世の中でどう変えていくべきなのかということを考えると、大変興味深い取組にかかわらせていただいているなと思っております。

家制度というもので戸主が強大な権力を持っていたということで、それ自体が悪いかのよくなニユアンスがちよつと感じられたんですけれども、そんなことはなくて、私の家も武家の家でありまして、やはり戸主が一族郎党を食べさせるという責任を持って家を運営していた。そういう中で、後継ぎというものがその領地や俸禄を管理して一族郎党を養うという責任の中で、養子というもののあり方が重要なものであったというふう

に認識しております。それはその時代の家族のあり方ですね。

私の家も武家ですので、一族郎党、途絶えてしまふみたいなことが戦いなどの中であったわけ

ですね。そういうときに、じゃ、その後、どうやって一族郎党を食べさせるかという中で、鬼木家というところから、楓家というところの一族から養子をお願いして、また鬼木家を存続させる。そういうふうな子供の家の間の移動などがあつて、それぞれの家を支えてきたというような歴史があるというふう感じております。

しかし、やはりおっしゃるようには、そういった大人の事情、大人の都合が主にこの養子制度の今までの大きな柱だったんですが、そういう中で、子供のための養子制度というものがこれから、今の時代、必要になってきているという中で、この特別養子の制度ができたものだと思うっております。

ですが、やはりちよつとこれも、家族法というのは文化にも根差したものがあつまして、やはり日本が、そういった、大人が我が家に後継ぎの子供が欲しいというふうな思いが強かっただけに、今回の伊藤先生の御指摘の中にも、特別養子縁組を希望する里親は、我が子が欲しい、我が子として育てたいという思いが強い、親側の都合、思いが強いのではないかと、養子縁組できるかが目的ではなく、恵まれない子を助けるという養育里親の支持拡大が必要ということも伊藤先生は御指摘されております。

欧米に行きますと、そこには宗教的な素養、文化の背景がありまして、やはり恵まれない子供たちを我が家で育てようといった思いも強い、子供中心の養子のあり方というのも文化的にあるわけですね。

そういう中で、今回の特別養子縁組というものは、養親子関係を強固なものとして、養子が安定した家庭で養育されるようにという目的で、実親子関係を終了させる、また、離縁の要件を厳格にするということが行われております。

こういう目的でされているのですが、やはりそういう中で制度を一律にくるといふのは大変難しいものがありまして、影山先生によりまして、実親子関係の断絶というものについて、特別

養子縁組がベストなのかという局面も多々見受けられるという御指摘がありました。また、サヘル・ローズさんの言葉には、私は生みの親も育ての親も愛していますという、やはり生みの親に対する愛情も語られました。そういった中で、実親子関係を断絶させるということについて、一考の余地があるのかなということを感じております。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

近時、欧米諸国におきましては、実親子間の法的な関係が終了する効果を有する養子縁組がされた場合であっても実親子間の交流を維持することが望ましいという、いわゆるオープンアダプションと言われます。また、我が国の養子縁組あつせん機関の中にも、こういった考え方に基づきまして、実際に特別養子縁組が成立した後も実親子間の交流を支援しているものが存在していると承知しております。

法務省といたしましては、特別養子縁組が成立した後も実親子が交流することが子供の利益の観点から望ましいと考える事例はあり得るものと考えております。

ただ、制度という面から申しますと、我が国は、縁組が成立した後も実親子間の法的な関係が終了しない普通養子制度がございます。縁組が成立した後も実親子間の交流を続けるものであれば、通常は普通養子縁組が利用されるものと考えられますし、また、特に実親の虐待によって子供が深刻な心理的外傷を負っているような事案におきましては、特別養子縁組成立後に実親とその子供との面会交流を認めることは、子の利益の観点から望ましくない場合が多いと考えられます。

したがって、特別養子制度において実親子間の交流を法的に保障するような制度を設けることは相当ではないのではないか、個別の事案に依

じて、先ほど申し上げましたような実務的な対応というものが望ましいのではないかとというふうにご意見を伺うところでございます。

○鬼木委員 私自身が先ほど言ったように、やはりそういった法目的、養親子関係を強固なものとする、そして養子の立場を安定させて家庭で養育されるようにするという目的のもとでつくられた特別養子の制度ですので、制度としてはこういったものだという部分は理解もできました。そして、交流自体は妨げるものでもないということ、あとは、心のある運用といえますか、そういったもので、子供の心を時には実親と近づけることもできるのだということだと思います。

その実親との関係でいいますと、出自を知る権利ということも大事な論点として取り上げられました。

人は誰も、自分はどこから来た何者なのかというアイデンティティ、ルーツを知りたいという根源的欲求がありますし、特に多感な時代を養親のもとで育つ養子といった方々は、そういったことで悩み、さいなまれる場面もあるのではないかなと思います。

新たな社会的養育の在り方に関する検討会の新しい社会的養育ビジョンの中にはこういう記述がございます。「子どもの出自を知る権利 子どもは、出自を知る権利の保障については、断片的な事実に基づくのではなく、子どもの年齢に応じた方法で幼少期からのストーリーとして伝える必要があります。これが子どものアイデンティティや自尊感情など、生きていく上での土台を形成することになる。実親との生物学的な親子関係は残るが、子どもはそのことを知り、場合によっては実親との交流を継続することが子どもの権利であるという考え方もある。」「思春期以降、養親との関係がこじれ、養親から養子であることを突然告げられ、戸籍情報などに養子がアクセスするケースもある。子どもが自らの出自を知ることによる利益と実親の知らされないことによる利益とをどのように調整すべきか、さらに検討が必要である。」という指

摘がございます。

本当にこもデリケートなところがございますが、こういった養子からの、子供からの開示請求、自分のルーツといいますが、その開示請求に当たって、現在どういう開示をしているのか、また、子供から実親に会いたいといった望みがあった場合、この望みにどう応えられるのかということをお尋ねします。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、養子となった者とその実親との関係において、養子となった者がみずから出自を知る機会、これを与える必要があるというふうなことが、これは重要なことであるというふうに考えております。

現行法のもとでございますけれども、特別養子縁組の成立の審判が確定しまして、その届出がされますと、養子は、実親の戸籍から除籍されまして、養親の戸籍に入籍されます。その際に、養子の続柄でございますが、例えば長男又は長女のように実子と同様の記載がされることとなります。養子の身分事項欄には民法八百七条の二による裁判確定日といったようなものが記載されますために、当該養子が特別養子であることを知る手がかりは残されております。

そして、養子は、実親の戸籍から除籍された後、その実親の戸籍を閲覧することができるということから、実親の氏名等を知ることができることとされております。

また、特別養子縁組については、全件が家庭裁判所の審判手続を経ることとされておまして、家庭裁判所に記録がある限りは、その記録の閲覧、謄写等の申立てをすることができまことから、裁判官がこの申立てを相当と認めた場合には、これを通じて実親の氏名等を知ることができるといことになっております。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

厚生労働省といたしましては、児童相談所に対しては、児童相談所運営指針におきまして、児童相談所の援助を通じて養子縁組が成立した児

童の記録を永年保存すべき旨ですとか、養子の求めに応じて必要な情報の提供を行うべき旨を規定をしているところでございます。

また、民間あつせん機関に対しましては、養子縁組あつせん法に基づく指針におきまして、あつせんに係る帳簿を永年保管すべき旨、そして、養子から相談があった場合には、丁寧に応じながら、年齢等の状況を踏まえて適切な助言を行うにつ対応すべき旨を定めているところでございます。

○鬼木委員 非常にデリケートなものでございまして、また、制度の上でも、直接すぐ親に会わせるみたいなわけにはいかないようになってきているというのも理解いたします。

人が自分自身を見詰め直してそのルーツを探るといった、探していくといったものは、本当に普遍的なテーマといえますか、いろいろなさまざまな映画や物語などでも目にするものであります。それが、年を経てから、大人になってから、はたと気づきルーツを探すこともあれば、思春期のときにそれを感じるといこともありますが、そうしたときに開示ができる、探していけるようなものもちゃんと確保してあげることが必要かなと思います。

そういう中で、特別養子縁組とよく似ているというか、似ているけれども違うものとして、里親というものが何人かの参考人から出てまいりました。

この里親制度というものと特別養子縁組というものとはどういいうところに違いがあるのか、里親における親と子というものは法的にどういいう関係になるのか、お尋ねいたします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

里親制度は、児童福祉法に基づきまして、児童相談所が、必要な研修を受けて里親名簿に登録された里親に対して、要保護児童の養育を委託するものでございます。

里親と養育の委託に係る子供との間には、民法上の養子縁組と異なりまして、法律上の親子関係

は生じないものでございます。

○鬼木委員 里親というものは法律上の親子関係が生じない、一方で、特別養子縁組は親と子としての関係が生じることですね。

やはり、親としての責任を負うというのは大変重たいものだと私は感じております。当然のようですが、考えれば考えるほど、真剣に考えるほど、これは重たいものだなと思えます。

実は、私には子供がおりませんが、不妊治療も随分長くやってまいりました。そういう中で、さつきの冒頭の話に戻りますが、やはり自分の子供が欲しい、育てたい、そういう思いもありました。その中で、里親だとか特別養子縁組だといった制度も考えることもあるわけですね。そういう中で、実親との縁を切って、そして、養子を受け入れて我が子として育てるということ、その責任の重さというものが痛切に感じられるんですね。

サヘル・ローズさんもおっしゃいました、親になる方も勇気が要ると。引き取る親の負担、大変悩む、親になる方にも勇気が要る、親のケアが必要であるということもサヘル・ローズさんがおっしゃいました。

経済的な負担もそうですね。私のような立場の者は一般的には裕福な人だと思われておりますが、しかしながら、この政治という仕事も、いつ解散・総選挙が起きるか分からない、そして、いつ落選するかも分からない、事務所も秘書も家族も、誰の面倒どころか、自分も借金を背負ってどうなるかわからない。そういう極めて不安定な身で、実親との縁を切った子供を我が子として育てる覚悟がありますかということを迫られる。大変に重たい。

だけれども、親が子を育てるといふのは、どんなことが起ころうと育てるもの、当然のことだと考えれば、それは当然のことなんです。ただ、小さな子を受け入れて我が子として育て、育てる中には、どの親子にもさまざまな障害、トラブルが起こってくるわけですね。自分が産んだ

子であっても、何で我が子にはこんなことばかり起こるんだろうと、親が非常に悔やむこともあるわけですね。

自分が産んだ子でもそうやって悔やむこともある、そういう中で、養子として受け入れた子を愛して、生涯育てていくということ、もう考えれば考えるほど、その責任というものは重たいということに行き当たるわけですね。

そういう中で、里親の方が、実の親子関係も生じないし、また、経済的にも支援の制度があるという御指摘がありました。

これは安藤参考人がおっしゃったんですが、里親の間は制度として行政の支援がある、しかし、特別養子縁組をすると、実子とみなされて、行政支援がなくなってしまうという御指摘があったんですね。同じ境遇の子供じゃないか、なぜ子として受け入れた途端にそれが打ち切られるのかという御指摘。であれば、特別養子縁組をしない方のインセンティブになってしまわないでほしい、そこまではおっしゃっていいんじゃないかな、そういうことも考えられるわけですね。

そこで、特別養子縁組家庭への支援について法務省がどうお考えになるか、お聞かせください。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。特別養子は、実親子と同様の親子関係を形成する、そういう制度でございます。したがって、そういう制度でございます。したがって、必要な支援というものがされるのが必要じゃないかと思っております。

そういう観点から、縁組成立後のフォローにつきましても、児童福祉法の改正ですか、あるいは、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律等によりまして、必要なフォローがされるものと理解しております。

○鬼木委員 実親子であるから親が我が子を育てるの当然だ、即支援とはならないというのは私もよくわかります。やはりそれだけの覚悟と責任が親というのはあつてしかるべきだと僕も思いま

す。

だけれども、先ほど言いましたけれども、特別養子縁組でなく里親の方を選択するインセンティブになつてしまつては、それもまたよくないのかなということは思えます。

そういう中で、年齢の引上げ、今回の改正法案では、特別養子縁組の年齢要件の緩和が盛り込まれております。これにより、これまで特別養子縁組の申立てができなかった六歳以上の子供たちにも選択肢が用意されることになり、歓迎すべき改正であると思えます。

その一方で、今までは原則として子供が六歳になるまでに申立てをしなければならなかったものが、必ずしもそうではなく、法律上は、原則として十五歳になるまでに申し立てればよいこととなります。そうすると、養親希望者の方々の中には、養子となる子供の養育を始めたときに、相性がわかるまでできるだけ時間をかけて様子見をすることにして、申立ては先送りしよう。つまり、里親、養親としての時間を延ばして、本当にこの子供を我が子として特別養子に受け入れていいのかわからない、先送りをするのできる期間が延びてしまう、そういうことを考える方が出てくるかもしれないということになります。しかし、子供のためを思えば、早期に養子縁組の審判を得て、養親との関係を安定させるべきものと考えます。

そこで、児童福祉を所管する厚生労働省にお伺いいたします。

今回の制度改正によつて、このような様子見をするような養親希望者もあり得るのではないかと、また、そのような場合にはどのような対応をお考えなのか、お答えください。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

家庭復帰が困難な子供たちの福祉のためには、可能な限り早期に法律上の親子関係を安定をさせたいと考えております。特別養子縁組が適切であると判断される子供については、養親候補者の特定

や、児童相談所、養親候補者による養子縁組の審判申立てが速やかに行われるようにすべきであるというふうにご考えております。

このため、本法案が成立した場合には、そうした旨を児童相談所運営指針や養子縁組あつせん法に基づく指針などにおいて明確化し、周知徹底を図りたいというふうにご考えております。

また、本法案が成立をし、年齢要件の緩和が施行された際には、実際に年齢の高い児童で申立てがなされた事例について出てくるということになるわけでございますけれども、なぜその年齢になるまで養子縁組の申立てに至らなかったのか、理由を分析し、課題を整理するなど、適切な時期に特別養子縁組が行われるように、法務省などとも連携をさせていただきながら取組を進めていきたいというふうにご考えております。

○鬼木委員 先ほどの、先ほどというのは特別養子縁組家庭への支援の質問もそうなんですけれども、制度は法務省がつくる、ただ、その支援やサポート、運用の部分で厚生労働省が行うといったところが多分にあるのかなと思えます。

ぜひ、先ほど答弁もありましたが、法務省、厚生労働省、緊密に連携をして、制度の趣旨を守りながら、その運用において、あるべき、すばらしい、子供たちのためになる制度運用というものを、お願いしたいと思います。

もう一問、年齢要件の緩和についてお伺いしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、より多くの子供たちに特別養子縁組の選択肢が用意されることは歓迎すべきであると思えますが、一方で、年齢が高くなればなるほど、新しい親子関係の形成には困難を生じるのではないのでしょうか。

現行法の対象である六歳未満の子供たちは、実親とのかわりについての記憶も少なく、新しい親子関係をすんなりつくることのできるかわりませんが、小学生世代になると記憶はしっかりとあります。また、中学生ともなれば、思春期という別の問題も生じてきます。養親が初めての

子育てであったとしたら、なおさらであります。虐待などの事情によって親元に戻ることに難しい子供たちがせっかく新しい家庭を手に入れるチャンスを得たとしても、そのチャンスが失敗に終わってしまった場合は、こうした子供たちに取り返しのつかない失望を与えてしまうおそれがあります。

そうしたことをないようにはしていただきたいと思いますが、年齢要件の緩和後、比較的年齢の高い子供たちと、その子供たちを受け入れる養親たちに対して、どのようにケアをしていくつもりなのか、厚生労働省に伺います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

本法案が成立をして年齢要件の緩和が行われた際には、六歳を超える子供の特別養子縁組も可能となるということでございますけれども、御指摘のとおり、年齢が高ければ高いほど、やはり、実親との関係が特別養子縁組によって切断をされるものでありますので、子供の精神的負担が大きくなるということも想定をされますし、特に、思春期に入ったお子さんですと、養親との関係形成に困難を生じるとも考えられるかと思っております。

このため、児童相談所や民間あつせん機関におきまして、マッチングはもとより、養子縁組成立後の支援までを含めた包括的な体制が構築をされるということが重要でございますので、そうした観点から支援策を講じていきたいと考えております。

具体的には、昨年十二月に、新プランと申しておりますけれども、児童虐待防止対策体制総合強化プランということで、里親の養育支援のための児童福祉司を各児童相談所に一名以上配置をするということにしたほか、養子縁組民間あつせん機関助成事業の中で、養親希望者に対する支援体制構築に関するモデル事業を実施し、これに対する補助金の予算の計上もしているところでございます。また、加えまして、先ほどの御答弁でも触れさ

せていただきましたけれども、今後、実際に年齢の高い児童で申立てがなされた事例について、分析をしっかりと行いまして、児童相談所職員向けの研修ですとか、民間あつせん機関の責任者向けの研修などにおいて共有をするなどしまして、養親子に対する支援の質の向上について図っていききたいというふうに考えております。

○鬼木委員 時間が参りましたので終了とさせていただきますが、本日に、充実した質疑に参加させていただきますまして、ありがとうございます。

受け入れたい親、そして家庭の中で育ちを必要とする子供たち、本日に社会のためになる制度となるように、これからも皆様と努めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○葉梨委員長 以上で鬼木誠君の質疑は終了いたしました。

次に、松平浩 君。

○松平委員 立憲民主党の松平浩一です。よろしくお願いたします。

質問通告とはちよつと順序を変えて質問させていただきますかと思っております。

今まで特別養子縁組、年齢制限が六歳未満ということ、今回、十五歳未満に引き上げたということ、今までもちよつと余り現実問題として起こらなかったことだと思っておりますけれども、特別養子になった子について、何らかの理由があつて、更にもう一度、特別養子縁組をしたいということが起きた場合ですね。今まで六歳だったので、十五歳まで延びたということ、そういう可能性も出てきたんじゃないかなというふうに思います。

その場合、再度の特別養子縁組というものができるのかどうか、まずお聞きさせていただいてもよろしいですか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

特別養子縁組によって養子となった者が、別の者との間で更に特別養子縁組をしてその者の養子となることについては、民法上、特段の制限はございません。

したがしまして、一般には、特別養子縁組によって養子となった者についても、法律上の要件を満たせば、別の者との間で特別養子縁組をすることはできるものと解されております。

○松平委員 制限はないので、もう一度、特別養子縁組できるということでした。

その場合、前に行われた特別養子縁組、それはどうなるんでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

特別養子縁組がされた子供につきまして、別の養親との間で特別養子縁組が更になされた場合には、さきの特別養子縁組の養親と養子との間の親子関係は終了することになります。

○松平委員 さきの養親との親子関係は終了するというところで、これは条文を見ます。資料一としてお配りさせていただきました民法の八百七十七条の九ですね。これをちよつと読みますと、「養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。」ということを書いてあります。

今の御答弁、この条文の「実方の父母」、これは、前の特別養子縁組の養親も指すという理解でよろしいですか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおりでございます。ここで言う実方という言葉は、養方に対する相対的な概念でございます。当該縁組によって生ずる養方の父母と対比して、縁組前の父母を指し示すものでございますので、先ほど申し上げましたような、さきの特別養子縁組の養親も、ここの「実方の父母」に当たるといことになるわけでございまして、

○松平委員 条文の解釈として、養方に対する相対的な概念というふうにおっしゃいました。

これは「実方の父母」と書いているので、条文上本日にそう読み込めるのか、ちよつと疑問であつたので、お聞きしたんです。

復すると実は書いてあります。条文があります。民法八百七十七条の十一です。これは資料の一番下のところですね。読みますと、「養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、特別養子縁組によって終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。」というふうにあります。

つまり、離縁したら実父母との間にまた親族関係が戻るといふことなので、この「実父母」は、じゃ、相対的な概念ということ、前の特別養子縁組の養親は、これは指さないんですかね。二回目の特別養子縁組の際のこの条文の取扱いはどうなるんですか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

今御指摘の民法八百七十七条の十一の規定でございますが、ここで言うこの条文の「実父母」という言葉は、先ほど申し上げました「実方の父母」とは異なりまして、特別養子縁組によって法律上の親子関係が終了した血縁上の父母を意味するものと解されております。

したがしまして、特別養子縁組が成立する前に養子に養父母がいたといたしましても、その養父母は、ここで言う「実父母」には含まれないというものでございますので、その養父母関係がまた復活するということはないということでございます。

○松平委員 結論としては私もそれでいいと思っておりますけれども、こちらの実父母は血縁上の父母を指して、こちらというのは八百七十七条の十一の方は血縁上の父母を指して、八百七十七条の九の方はそうじゃないんだよというの、結構、読み方としてこれは非常にわかりにくいというのか、ちゃんともこちららも訂正するべきだったんじゃないかなというふうにも思いました。

この点、実は、衆議院の法務委員会、昭和六十二年、ちよつと古いんですけども、そちらで答弁がございまして、ちよつと裏返してらつて、資料二として用意しました。四角で囲っているんですけども、やはり特別養子縁組を再度した場合の話なんです。

それで、当時の民事局長ですね、千種政府委員、千種民事局長がこう答えられています。これは真ん中ぐらいの方ですけれども、「結局は、要件を満たせばできるということでございますから、この『できる』というのは、再度の特別養子縁組ですね。『できる』ということでございますから、できるというお答えを申し上げるのが筋でございますが、運用の面ではいろいろと要件の判断に難しい問題が生ずると思います。」というふうにおっしゃっているんですね。

私、この答弁を見て、できるんですけれども運用の問題が生じているということ、これはもしかしら、八百七十七条の九をそのまま血縁の父母と読んででもできるんだけれども、運用上難しいというふうなことを言っているのかなというふうにも思っています。

ただ、そうすると、離縁する必要がなくなるんですよね。できるとなると、離縁する必要がなくなるということ、八百七十七条十の適用が必要となるので、八百七十七条十の第一項の二号の「実父母」という要件が、やはり、これもまたこの解釈が難しくなってくるのかなという、何かよくわからない状況になって、だからここで、この昭和六十二年の民事局長が、要件の判断に難しい問題が生ずると言っているのかなというふうにも思っています。

ですので、このときの民事局長の要件の判断に難しい問題が生ずるといふのは、これはどういう意味だったのかなというの、わからないです。済みません、質問通告はしていないんですけれども。

○小野瀨政府参考人 お答えいたします。

この離縁の八百七十七条十でございますけれども、一項一号の養親、これは特別養子による養親も入るわけでございますけれども、この二号の「実父母」は、これはやはり血縁上の実父母ということになります。養子縁組が離縁されますと血縁上の実父母との関係がまた回復しますので、そういったその実父母が相当の監護をすることができ

る、これは血縁上のものでございます。

恐らく、委員御指摘のときの民事局長の回答でございますけれども、今言いましたような概念上の整理というものは、これは余り紛れがない、ですから、要件の概念の関係で難しいということではないんだらうと思っております。

ただ、特別養子は、養親とのマッチングというのを見きわめた上で成立させるものでございまして、そういったものをまた離縁するといったようなことがあるというのは、これは本来的にはその養子にとっては望ましいことではございませぬので、そういったものにつきましては、離縁につきましても、その養子の利益の観点から慎重に判断されるのが相当ではないか、こういったような趣旨の御答弁ではないかというふうにも考えているところでございます。

○松平委員 いずれにしましても、この八百七十七条の九の「実方の父母」が血縁上の最初の父母を指す場合と指さない場合があるということ、その次の条文と、その次の次が、「実父母」が実方の父母のみを指すというの、やはりちょっと混乱を来すと思いますので、今後の検討課題にしていただく方がいいのかなというふうにも御意見させていただきます。

それでは、ちょっと次の話題に行きまして、一昨日の参考人のお話で、海外のお話も出ましたので、ちょっとそれに関連してお聞きしたいと思っておりますけれども、外国人の子供を普通養子縁組又は特別養子縁組にするということではございませぬでしょうか。

○小野瀨政府参考人 お答えいたします。

我が国におきまして、外国人である子を養子とする普通養子縁組や特別養子縁組をすることは可能でございます。

○松平委員 可能ということで、ちょっとここでひとつ、立ち戻って、未成年者の養子縁組の制度趣旨、それから特別養子縁組の制度趣旨を教えてください。

○小野瀨政府参考人 お答えいたします。

普通養子制度は、養親となる者と養子となる者の合意によって縁組が成立するものでございまして、縁組成立後も養子と実親との親子関係が存続するものでございます。

その制度目的につきましては、多様なものがあると言われておりますけれども、未成年者を養子とする場合には、その目的は子供の利益を図ることにあるというふうにも言われております。

これに對しまして、特別養子制度でございますが、家庭裁判所の審判によって成立するものでございまして、養子と実親及びその血族との間の親族関係が終了するものでございます。

この制度目的は、専ら子供の利益を図ることにございまして、家庭に恵まれない子供に温かい家庭を提供してその健全な育成を図るため、普通養子縁組により創設される親子関係よりも強固で安定した法的地位を与える点にこの制度の特徴がございまして。

○松平委員 未成年者の養子縁組は、今、子供の利益を図るもので、もう一つの特別養子縁組の方も、専ら子供の利益を図るものということとおっしゃられたんですけれども、そういうことであると、今おっしゃられた子供というのは、外国人の子供も含まれるということでしょうか。

○小野瀨政府参考人 お答えいたします。

今申し上げましたような制度趣旨は、我が国において外国人である子を養子とする場合にも、そのまま当てはまるものと認識しております。

○松平委員 わかりました。そういうことで確認させていただきます。

ちなみに、外国人の子供と日本人の親が特別養子縁組をした場合に、外国人の子供の国籍というものはどうなるんでしょうか。

○小野瀨政府参考人 お答えいたします。

我が国の国籍法におきましては、子供は、出生によるか、あるいは帰化等によって日本国籍を取得することとされております。

別養子縁組をして、その間に親子関係が生じたことのみをもって日本国籍を取得するものではございません。

○松平委員 そういう場合は、親の国籍と子供の国籍が違うということになりますので、どうすればいい、帰化すればいいということになりますか。

○小野瀨政府参考人 御指摘のとおり、それが一つの方法でございます。

○松平委員 私、事前に、帰化についても、帰化がこの特別養子縁組の場合は配慮されていて、やはり帰化の要件が緩和されるといふこともお聞きしましたので、ちょっとここでつけ加えさせていただきますか。

やはり、施設、児童養護施設などに入っている子供たちの中には、外国籍の子供や無国籍の子供もいるわけですので、やはりこれからの特別養子縁組というものを考えるに当たっては、外国人の子供との養子縁組、実際にこれを考えていかなければいけない話なのかなというふうにも思っています。

そういう意味でいうと、今回の特別養子縁組の改正、外国人の子供というのにも念頭に置いた制度設計としていらっしゃるのかどうかという点、ちょっとお聞かせください。

○小野瀨政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、特別養子制度の趣旨は、我が国において外国人である子を養子とする場合についてひとしく当てはまるものでございまして、今回の改正案におきましても、養子となる者が日本人であるか外国人であるかを区別して検討しているということではございません。

その意味では、この法律案は、外国人の子供を養子とする場合も、当然それも含んで、そういうことも念頭に置いた上で立案しているものだと思います。

○松平委員 当然含んでいるのであえて考慮していないというふうな御答弁なのかなというふう

理解しました。

私は、むしろこれからの国際化の時代、外国人の子供との特別養子縁組、これはより積極的に考えていった方がいいのかなというふうに思っています。

先ほど申しましたように、児童養護施設には外国人の子供も入っているという事情もありますし、あと、外務省によると、二〇一七年の調査ですと、外国在留邦人は百三十五万人もいると。五年間で七・四％増加して、どんどんふえていっている。ビジネスが国境を越えて行われるという動きは本当に進んでいるので、やはり在留日本人もふえているわけなんです。そうすると、やはり海外の子供とも出会う機会というのはいふえいていくと思います。

日本人の合計特殊出生率が一・四三として、どんどん減っておりますので、そういうところでもあり、そして、海外に住まわれる方というのは、やはり家族に対する考え方というのでもオープンマインドになっていってほしい方多いと思います。つまり、日本よりも養子という考えに違和感のない方というのが多いのかなというふうに思いますし、そういうことを考えると、やはり国際的な養子縁組というのはいふえいていくのかなというふうに思います。

それから、もう一つの観点として、先般、出入国管理法が改正されて、外国人労働者がふえていくということで、やはり外国人労働者、人手不足なのでふえていかざるを得ないということで、この改正に当たって、出入国管理庁をつくって外国人が日本で生活することをサポートしていくというふうにおっしゃられていらっしゃいます。大臣も、法務委員会でもこうおっしゃっています。新たな任務である外国人との共生社会の実現に向けた受入れ環境整備について総合調整機能を発揮するというふうにおっしゃっています。

これは本当に、外国人との共生社会の実現、それに向けてということなので、やはり外国人がこ

れから地域社会に本当に溶け込んで日本人と同じように生活していく、そういう社会になっていく、そういう社会に進んでいくと思えます。だから、本当に、隣を見たら外国人、そういう社会で、地域によってはもう既にそういう地域もあると思うんですね。

だから、その辺を考えるとやはり、前に戻りますけれども、外国人の養子縁組というのはいふえいていくことが予想されるのかなというふうに思います。

そこでいうと、やはり同時に懸念というものもあると思うんですね。その懸念という点について、ちょっと確認させていただきたいんです。

まず一つが、人身売買的な外国人の子供のあつせんという点、こちらはやはり上がってくるのかなというふうに思います。

今、あつせん業として、子供と親の、ホームページとかを見ると、マッチングサービスと呼ばれていたりするものもあります。

こちら、民間の養子縁組のあつせんに関して、平成二十八年に民間養子縁組あつせん法というのが制定されました、施行は去年の四月ですけれども、これは、あつせん業を許可制にして、無許可の業者に罰則を科すというののだと思います。

この民間の養子縁組あつせん、もう皆さん御存じだと思っておりますが、新聞記事にもありました。ことしの三月の記事なんですけれども、ちょっとだけ読みますと、インターネット赤ちゃんポストの名称で特別養子縁組を仲介する大阪市のNPO法人について、市は、二〇一九年三月十九日、縁組のあつせん事業を許可しないと決定した、営利を目的にし、子供の生活費を養親希望者に負担させる点などが法に反し、事業を適正に行う能力がないと判断した、そういう記事です。

日本のあつせん業者で、日本人を対象にして日本で完結する養子縁組についてまでもこういった形で問題になることがあるわけなんです。それが、海外、それから外国人も絡んできたら、やはり、どうなるのかという心配もあるわけですね。

もう一つ、ユニセフですね、国連の児童基金のホームページ。これは、ちょっと抜粋して、今読んで紹介させていただきます。

「二〇二二年から二〇一四年の間に、世界百六カ国で六万三千二百五十一人の人身売買被害者が確認された。」「人身売買の被害者の多くは、女性（成人女性および女の子）であり、二〇一四年に世界八十五カ国確認された二万七千七百五十二人の被害者のうち、およそ七一％を女性が占めていた。」ということですね。

それで、ちょっと解説もありません、戦争、紛争や迫害から逃げてきた人々は、特に、人身売買の被害に遭いやすい。例えば、シリアで紛争が開始されて以来、人身売買の被害に遭うシリア人が急増したというケースが報告されている。後発発展途上国では、確認された人身売買被害者の大多数を占めるのは子供たち。各国の発展状況と、人身売買被害者の子供たちの年齢とに、何らかの関係性があるように思われるというふうに書かれておりました。

人身売買に加担するということなどは、本当にあつてはならないことだと思います。

そこで、ちょっとこの民間養子縁組あつせん法に関してお聞きしたいんですけども、この法律、許可制度の対象となる民間あつせん機関というの、外国の企業というのも含まれるのか。そしてまた、外国の子供ももちろん含まれるのか。思うんですけども、一応その点も、含まれるのかどうか確認させていただきます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十八年に制定されました養子縁組あつせん法でございますけれども、養子縁組のあつせん業として行おうとするときは、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬというふうに規定をされてございます。したがって、海外の法人であったとしたとしても、養子縁組のあつせん業として行うならば、日本の国内に事業所を設けていただく、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を

受けることが必要というふうになります。

○松平委員 外国人の子供に関してはちょっと御答弁いただけなかったんですけども、事前に聞いた話では、やはり制限はないということでした。

今、都道府県知事の許可が必要ということでおっしゃっていただいたんですけども、恐らく、普通に考えれば、こちらの都道府県の許可というこの部分で、営利目的の人身売買的なものはコントロールできるのかというふうに思います。ただ、やはり、ここで許可制にしてやっただけでは、無許可の業者による違法なあつせんというところ、こちらはどうしてもアンダーグラウンドなところで残ってしまうかもしれないという、やはりこの問題は依然として残ると思うんですね。

そこで、大臣にお聞きしたいんですけども、今回改正される日本の特別養子縁組の制度、本当に言葉は悪くて恐縮なんですけれども、人身売買のツールとして利用されてしまうということがないという理解でよろしいですか。ちょっと確認させていただきます。

○山下国務大臣 お答えします。

まず、特別養子縁組につきましては、家庭裁判所の審判によって成立するものでございまして、家庭裁判所において、実親による養子となる者の養育状況だけではなく、養親となる者の生活歴、家庭環境、養子縁組をする動機や、養親となる者と養子となる者との適合可能性を慎重に調査し、判断がなされるということでございます。

また、普通養子縁組につきましても、未成年を養子とする場合には、原則として家庭裁判所の許可が必要であります。そして、その判断に当たっては、当該縁組が養子となる者の福祉に合致するものであるか否かという観点から、養子縁組をする動機、養親となる者の家庭環境、養親となる者が監護者として適格であるか否かなどが調査されるものであるということでございます。

こうした家庭裁判所の許可が要件あるいは審判

が要件となっているものでございますので、未成年者を養子とする普通養子縁組と特別養子縁組が人身売買のために悪用されるということは想定しておりません、そのような例があったということも承知していません。

なお、議員御指摘のとおり、平成二十八年に民間のあつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律が成立し、民間あつせん事業者について許可制が導入されたということでございます、この家庭裁判所に審判の申立てがなされる前におけるあつせんも、より一層適正に行われるようになっていくものと考えております。

○松平委員 ありがとうございます。

今、特別養子縁組の方については家庭裁判所の審判、それで、普通養子縁組については許可ということでおっしゃっていただきました。

ただ、ちょっと、もちろんそういうことなんですけれども、私、一方で、本当に個別的にその子供自身にフォーカスしてみると、人身売買の被害者となった子供が日本で実は特別養子縁組して、日本で温かい家庭で健全に幸せに育成されるということ、その子供にとってみるとプラスになるということもあるかもしれないということも一方で思ったりするところもあるわけです。

そういう意味でいうと、もちろん、本当に人身売買というのはあつてはならないんですけども、個別的に子供の、本当に子供にとって何が幸せかと考えたところというのは、今ちょっと大臣、家庭裁判所が審判でということをおっしゃられたんで、恐らく家庭裁判所の方で本当に個別的な事情を加味して判断されることになるのかなというふうにも思っていますけれども、念のためですけども、そういう視点もあるということ、ちょっと私の思いも述べさせていただきます。

次のトピックに行きます。

次のトピックというか、今の外国人の特別養子縁組の点で、今、人身売買の一つの懸念ということをお話しさせていただいたんですけども、も

う一つの懸念として、この特別養子の制度が就労目的で利用されてしまうんじゃないかという懸念もあるかなと思うんです。

それで、確認したいんですけども、この特別養子縁組の場合、どのような在留資格が得られるんですか。これは子供の方ですね、子供に与えられる在留資格という意味です。お願いします。

○佐々木政府参考人 在留資格、日本人の配偶者等に該当いたします。

○松平委員 特別養子縁組の場合は日本人の配偶者等という在留資格がもらえるということですね。

この場合は働けるんですか。働けるというか、就労も自由ということでしょうか。

○佐々木政府参考人 今申し上げました。在留資格、日本人の配偶者等という資格は、我が国での活動に制限がない在留資格でありますので、就労することも可能です。

○松平委員 活動制限がないので可能ということですか。

今回、上限年齢が引き上げられます。ということ、十五歳未満、例外的に十八歳未満まで上げられます。今まで六歳未満ということだったので、就労目的での特別養子縁組というのが余り想定されなかった。しかし、やはり十五歳となるともう働くことができる年齢ですし、外国によってはもう働いている、今十五歳なんて働くことは当たり前前だよなというふうな外国もあると思えます。

ですので、もしかしたら、この特別養子の制度を利用して日本に来て働く、働くことを目的にこの制度を利用して日本に来る、そして実際に働いて本国に送金するというような事例も出てくるかなという懸念もあると思えます。

この特別養子縁組、実親との関係、これは終了します。ただ、これもやはり日本法上の話でしかない、その人にとっては、本人ですね、あと外国にいる実親にとっては、別にこれは気にしないというふうになるかもしれない。もしかした

ら、養親になる方に、変な話、見返りを与えるような動きも出てくるかもしれない、これはあくまで懸念なんですけれども。

そこで、お聞きしたいです。今ちょっとお話しさせていただいた問題、こちらについてどう考えるか。具体的には、就労を主たる目的とするような特別養子縁組というものは認めていいの、認められるのかということ、ちょっと大臣、お聞きしたいです。

○山下国務大臣 お答えいたします。

特別養子縁組は、専ら家庭に恵まれない子供に温かい家庭を提供してその健全な養育を図ることを目的とするものでございまして、この点は今回の改正の前後を通じて変わらないわけでござい

ますが、御指摘のように、一定の年齢に達した未成年の外国人が我が国で就労することを主たる目的として縁組をすることは特別養子縁組の趣旨に反するものでありまして、認められないと考えております。

特別養子縁組は家庭裁判所の審判によって成立するものでございまして、家庭裁判所において、実親による養子となる者の養育状況だけではなく、養親となる者の生活歴、家庭環境、養子縁組をする動機や、養親となる者と養子となる者との適合可能性を慎重に調査し、判断がされるものであるということ、先ほど申し上げたとおりでございます、こういったことから、外国籍の養子となる者の就労を主目的とする特別養子縁組をしようとするものは、家庭裁判所の調査等の過程でそのことが明らかとなり、そのような縁組の成立が認められることはないと考えております。

○松平委員 今、家庭裁判所の審判を経るから大丈夫だよというふうなお話だったんですけども、本当に大丈夫かなというところもちょっとあります。

今回、裁判所の審判は二段階になります。一段階目は、実親の養育状況、実親の同意の有無、つまり特別養子適格の確認をする。もう一段階が養

親子のマッチングの判断だということなんです。

それで、慎重に判断することなんですけれども、実親の養育状況とか同意の有無、これは、現地の状況を、本当のことを家庭裁判所が調べるといえるのは現実的にできるのかな、結構制約があるように思っています。

それから、もう一つの段階で、養親とのマッチングの判断、これは、養親とのマッチングの判断なので、就労が主目的だからだめというふうなところは別ないわけなんです。そうすると、これは裁判所が関与するから就労目的での特別養子縁組を防げると直ちに言えるかということ、私は心配です。

これはちょっとまた私に意見を言わせていただきたいんですけども、先ほど就労目的の特別養子縁組は趣旨に反するので認められないとはつきりおっしゃられたんですけども、その発想も、実はちょっと違うんじゃないかなと思うんです。むしろ、就労目的での特別養子縁組も制度趣旨に沿うこともある、子供の幸せに沿うこともあ

る、だから、そういった場合は問題ないよと正面から認めてもいいんじゃないかと思うんです。なぜなら、働くことというのは、人生にとつて、働きがい、これは生きがいの一つであると思うんです。その生きがいというものを何にするか、これは子供によってさまざまだと思うんです。だから、子供が働くことを生きがいとするのであれば、それを認めてあげるのが子供の福祉にかない、それを特別養子縁組の趣旨にかなっていくんじゃないのかなというふうに思っています。

したがって、就労目的だからといって一律に排除するのではなくて、やはりそれも含めた上で、何が子供の福祉に、幸せに合うのかということ判断してもらいたいというふうに思っています。

今、話にまた関連して、次の質問に移らせていただきます。もう、ちょっと余り時間がないので。

国際的な養子縁組に関して、ハーグ国際養子縁組条約というものがあると言われました。これはどういったものか、本日にちよつと時間が無いので簡単に、そして、今後どうされるおつもりかというのをお聞かせください。

○岡野政府参考人 国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約、ハーグ国際養子縁組条約、これは、一九九三年、ハーグ私法会議において作成されまして、一九九五年に発効しているものでございます。

この条約は、国家間にまたがる養子縁組に関する国際的な協力体制を確立することを目的としております。異なる国に常居所を有する養親と養子との縁組であつて、子が出身国から受入れ国へ移動するものについて、出身国及び受入れ国の権限当局による一定の措置を定めることを内容としているものでございます。

この条約は、三月現在で百一カ国締結しております。この条約を締結するかどうか、我が国は未締結でございますけれども、日本にとつての必要な事情がどうか、事案の有無といったニーズのほか、国家間協力への参加体制の整備等、この点について十分な検討を行う必要があるかと考えております。

この条約が、当事者である子の基本的権利を尊重し、その最善の利益を確保するという意義を有している、こういう点にも留意しつつ、締約の必要性については引き続き検討してまいりたいと思っております。

○松平委員 どうもありがとうございます。

先ほどから申しているように、これから外国人が、特別養子、ふえてくる可能性もあると思いますので、これはやはり国際的に枠組みというものは統一した方がいいんじゃないかなど。

そうすると、同じ制度に基づくということになるので、日本での認められた親子関係というものは海外でもやはり認められるということになってくる。逆に、そうならないと身分関係というのは安定しないので、ぜひとも、今まだ批准されてい

ないということではございましたので、条約批准に向けた前向きな検討をお願いしたいなというふうに思っております。

時間も参りましたので、これにて私の質問を終わりたいと思っております。

○葉梨委員長 以上で松平浩二君の質疑は終了いたしました。

次に、松田功君。

○松田委員 立憲民主党の松田功でございます。質問の方に入らせていただきます。よろしくお願いします。また元氣よくいきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

特別養子縁組の制度についてでございます。

欧米諸国などでは同性婚を次々と容認している現状から考えても、日本でも同性婚の違憲性を問う訴訟が起こるのとは当然のことと思われまふ。外国人との共生を掲げる政府の方針は、国籍だけでなく、性的指向についても多様性を尊重し、同性カップルについても法的な保障をされるべきだと思います。

以上のことから、同性婚のパートナーが特別養子制度の養親となり得るかについて御質問をいたしたいと思っております。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

民法上、特別養子縁組の養親となる者につきましては、配偶者のある者でなければならぬこととされております。この配偶者は法律婚の配偶者を意味するものでございますので、同性婚のカップルは特別養子縁組の養親になることはできないというものでございます。

御指摘のとおり、諸外国におきましては、同性婚あるいは同性間の登録制のパートナーシップ制度を導入している国があることは承知しておりますが、我が国におきまして、これらの制度を導入するかどうかは、家族のあり方にかかわる重要な問題でございますので、国民の意識を踏まえた幅広い検討が必要になるものと考えております。

○松田委員 御存じのように、大阪市に続いて、

東京都でも里親認定基準を改正し、同性カップルにも里親を認めました。

児童福祉法においては、保護すべき子供を里親委託又は施設入所の措置をとっているわけですが、里親制度も特別養子制度も同じように、要保護児童のためにある制度なので、単身だから、同性だからという理由のみで排除してしまうのは、温かい家庭で育つことが出来る権利を子供から奪っているように思われます。その辺についても、しっかりと検討をしていくふうで、子供たちの未来のためにも、ぜひいい制度に進めていただきたいと思っておりますので、ぜひまた御検討いただければというふうにも思っております。

次の質問に移らせていただきます。先ほどから藤野議員、松平議員からも御質問があります。まず、国際養子について質問をしたいと思っております。

現在、日本には、技能実習生始め多くの外国人労働者が在任しております。ことしの四月から始まった特定技能により、更に多くの外国人の方が日本に住むこととなります。私の地元のアライズも多くの企業がありまして、外国人の労働者の方が多岐の地域とも言えまして、そのためにと云えるかどうかわかりませんが、愛知県内の児童養護施設には外国籍や無国籍の児童がふえているそうです。もちろん、これは全国的にも言えることと思っております。

このような外国籍若しくは無国籍の子供に特別養子という保護措置が可能であるということであれば、日本人の子供の場合と手続の違いというのが多くあるのかどうか、御質問したいと思います。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。外国人の子供あるいは無国籍の子供でありまして、日本におきまして養子縁組をするというところは可能でございます。

この場合の規律でございますけれども、いわゆる国際私法というものが問題となります。法の適用に関する通則法によりまして、我が国におきま

して養子縁組をする場合の準拠法でございますが、原則として、養子縁組の時点における養親となるべき者の本国法とされております。しかしながら、養子となるべき者の本国法によりますれば養子となるべき者の同意等が養子縁組の成立要件となつていない場合には、その要件、これはいわずに保護要件と申しておりますが、保護要件も満たさなければならぬこととされております。

したがって、例えば日本人の親が外国人の子供を特別養子縁組するという場合には、基本的には養親となるべき者の本国法であります日本法が適用されますけれども、養子となるべき者の本国法である当該外国法に保護要件を定めた規定がある場合には、その要件も満たさなければならぬということになります。

日本人の親が無国籍の子供と特別養子縁組をする場合も同様でございます。まずは、養親となるべき者の本国法であります日本法の要件を満たす必要がございます。次に、養子となるべき者の保護要件でございますが、無国籍、国籍を有しない場合にはその常居所地法が適用されることとされておりますので、例えば、養子となるべき者が日本に居住しておつて、その常居所地が日本であると認められる場合には、日本法の要件さえ満たせばよいということになります。

○松田委員 保護を進めていくことを念頭に置いて、ぜひ、地方の自治体や関係者も含めて、そういったことで子供たちの未来のために、保護できる体制づくりをしっかりと進めていただきたいと思いますというふうにも思っております。

また、新聞報道等で、先ほどからもありましたが無国籍状態になつていふこと、これもあります。そういったことも含めた中、この制度も含めたりと取組をぜひ進めていただきたいと思います。次の質問に移らせていただきます。養親候補の数について御質問させていただきます。

現在、養親になりたいと児童相談所や民間のあつせん団体に登録している人の数、また何組あるか、お答えいただきたいと思ひます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

養親候補者の全体像、潜在的に養親となることを希望している方も考慮いたしますと、その全体像を把握することは困難ではございますけれども、厚生労働省で把握している数字といたしましては、児童相談所に養子縁組を前提として登録をされている養子縁組希望者の登録数、これは把握をさせていただいております。直近の数字で申し上げますと、平成三十年三月末時点で三千七百八十一世帯となっております。

なお、このうち実際に委託をされている委託里親数でございますけれども、こちらにつきましては二百九十九世帯、子供の数にしましては、同じく二百九十九人と申すようになります。

○松田委員 厚生労働省が出してました「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」という報告書によりますと、児童養護施設などに三年以上措置されている子供が平成二十七年三月現在で約二万人、家族と交流のない子供は平成二十五年二月現在で約一万人に及んでいるとの報告がございます。そうすると、全く養親の数が足りていないことになりまふ。

もちろん、誰でもいいというわけにはなりませんが、養親となる者の素質は重要であります。単身者や同性カップルということだけで素質がないとされるのはおかしいと思ひます。

先日の法務委員会で、黒岩議員が単身者について質問をされました。答弁の中で、一人で監護教育に当たれば、仮に一人の者に何かあった場合でも安心と答えてみました。そこがポイントであるならば、同性カップルは十分にクリアすると思ひます。

昨年、児童福祉法が改正されて、家庭養育の原則が明記されたわけですから、一層特別養子縁組制度を促進させなければなりません。もっと柔軟に対応すべきと考えます。

また、全国各地の児童相談所や民間のあつせん団体が連携することによって、より早急的確なマッチングが可能になると思ひますし、きちんと統計をとることが特別養子縁組の促進につながるに思ひますので、ぜひ、そういったことも含めて、いろいろなデータやいろいろなものを集約して、できるだけマッチングがうまくいく、利用促進になるように進めていくように、ぜひ御努力をいただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

養育里親と養子縁組希望里親の違いについて伺いをいたします。

以前は、養育里親と養子縁組希望里親は峻別され、養子縁組希望里親には里親手当が支払われず、里親研修も義務づけられていなかったと聞いております。

養子縁組にも公的支援を積極的に行わない限り養子縁組はふえないと思ひますが、現在はそのようになっているか、お答えいただきたいと思ひます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

養育里親は、虐待などの事情により親元で暮らせない子供のうち、将来的には家庭復帰をする、又はその可能性があるケースを対象に、養子縁組を前提とせずに、家庭的な養育環境を提供するために養育の委託を行うというものでございます。一方、養子縁組里親は、そうした子供のうち、家庭復帰が見込めず、永続的に安定した養育環境を必要とするケースを対象に、養子縁組を前提として養育の委託を行うというものでございます。里親手当でございますけれども、養育里親には支給されるものでございますけれども、養子縁組里親については支給されないことになっております。これは、養子縁組里親は、縁組成立後、子供を養子として迎え、法律上の親子関係を有し、一般の家庭と同様となることを考慮したものでございます。

なお、縁組成立までの間、里親委託を行っている間でございますけれども、その間は、子供の養育に必要な一般生活費等については、養育里親と同様に支給をされるということになっております。

また、御指摘ございました研修でございますけれども、養育里親、養子縁組里親ともに同様の研修を修了することを義務づけられておりまして、研修については、養子縁組里親についても対象として実施をしております。

○松田委員 児童福祉法として、日本の養子縁組、養子制度は、欧米諸国やお隣韓国と比較して、うまく活用されているとは言いがたい状況であるということがあります。歴史的な背景や文化的な要因もあるためと言われますが、比較的似た文化を持つ韓国などと比べても、少し低い水準であります。

養子縁組という制度への偏見を取り除くことが必要ということだと思ひます。社会規範は、きっかけがあれば大きく変化するものと思ひます。養子に対する見方、養親に対する見方を変えることがその促進への近道になるようにも思ひますし、また、アメリカのように、養子縁組希望者が行列をつくるまでにはいきませんが、日本の偏見をなくす方策を考えるべきだと思ひます。

ぜひ、そういった形で、社会全体が子供たちのためにいい方向性になる一つのまたさっかけとなつていくことを望んでおりますので、法務省や厚生労働省も含めて、しっかりと取組を進めていただきたいというふうに思っております。

次の質問にかかわらせていただきます。

成年後見人制度について御質問をさせていただきます。こちらの制度も、利用促進に際して内閣委員会の方で審議をされたようですので、法務委員会の方でも幾つか確認をさせていただきます。

成年後見人制度の利用促進法が施行されて三年がたちました。利用促進基本計画が閣議決定されて二年がたちました。二〇一八年の成年後見制度の利用状況は、最高裁判所事務局家庭局の成年後見関係事件の概況に記載されていますが、この概況

によりまして、申立て件数の推移は、前年比約二・三％増にすぎません。申立て件数がほとんど増加しないのは昨年だけではございません。二〇一二年以降の六年間はほとんど増加しないことがわかります。

後見制度の利用促進にとつて、申立て件数の増加は絶対条件であります。したがって、申立て件数が伸びない理由を徹底的に考察する必要があります。法務省は、この申立て件数が伸びない理由をどう分析されておりますでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、社会の高齢化に伴って認知症高齢者の数も増加しております。今後さらなる増加が見込まれる中で、この成年後見制度、今後ますますの利用の必要性が高まっております。今後ますますの利用の必要性が高まっております。今後ますますの利用の必要性が高まっております。今後ますますの利用の必要性が高まっております。

この成年後見制度の申立て件数が伸びない理由といたしましては、成年後見制度の周知が必ずしも十分でないこと、あるいは、その利用については身近な地域で相談することができる体制が十分に整っていないこと、財産管理に重点を置いた運用が求められること、財産管理に重点を置いた運用が求められることも多く、利用者がそのメリットを十分に実感することができていない場合があることなどが指摘されております。

○松田委員 周知や身近なところからという、もっとしていただいて、利用しやすいような雰囲気をつくっていくことが非常に重要だということ、認識は多分されているというふうに思ひます。

次に移りますが、広報活動に使われている冊子について質問させていただきます。

成年後見人などの選任の部分でございますが、平成二十六年発行の冊子で明記されていた、候補者以外の方を選任する場合があるという文言と欠格事由の記載が、平成三十年発行の冊子から消えております。これはどういうわけでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

御指摘のパンフレットでございますが、成年後見制度の内容について利用者等によく理解していただくための資料として作成しているものでございまして、内容につきましては、法改正の内容を反映することのほか、何を優先的に伝えるべきかという観点ですとか読みやすさを考慮しながら、適宜見直しを行っております。

現在使用しております冊子には、御指摘のとおり、確かに、候補者以外の方を選任する場合がありますという明示的な記載はしておりませんが、もとより具体的に、本人に法律上又は生活面での課題がある、本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、専門職を成年後見人等に選任することがあること等を記載しておりまして、同一の趣旨を、具体的な場合を例示しつつ異なる表現で説明をしているというところでございます。

また、欠格事由についてもお尋ねがございましたが、さきに述べました、何を優先的に伝えるべきかという観点などから内容を見直した結果、今回の冊子では記載を見送ったものでございます。いずれにしても、成年後見人の選任に関する考え方や解釈につき変更があったということではございませんで、候補者以外の者が選任されることがあることや、候補者に欠格事由がある場合には選任されないことなどについては、必要に応じて、申立て時に各家庭裁判所におきましても説明をしているところと承知しております。

○松田委員 この候補者という言葉が外されることによつて、成年後見人は弁護士や司法書士さんなどのいわゆる専門職の後見人のみしか選ばれないように思えてしまう、一般の方から見るといことがあります。

しかし、申立て書には候補者の記載欄があり、本人や親族は当然、意中の成年後見人を選定するわけですから、後見人の選任部分には必要な説明かというふうには思われますので、また御検討

いただければというふうに思います。次に移りたいと思います。

その候補者が記載された件数と、候補者が実際に選任されたパーセントがどのぐらいあるか、お答えいただきたいと思っております。

〔委員長退席、石原(宏)委員長代理着席〕

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

成年後見開始の申立て書で、成年後見人の候補者が記載されたものの件数ですとか、その候補者が選任された割合につきましては、統計をとってございません。候補者の記載は、ここに言う候補者の記載でございますが、事案に応じた適切な後見人を選任する際にその判断の参考とするという観点から記載していただいておりますので、従前、この統計をとることまではしてございませんでした。

基本計画におきましては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護も重視した制度運用とすることが指摘されていることも踏まえまして、課題の専門性や不正防止の必要性なども考慮した上で、後見人にふさわしい身近な支援者がおられる場合には、できる限りその方を後見人に選任していくことが望ましいと考えられるところでございます。最高裁判所としましては、委員からの御指摘や基本計画における御指摘等も踏まえまして、利用促進の観点から、引き続き的確な実情の把握に努めてまいりたいというふうな考えをしております。

○松田委員 実際のところ、計算をすれば多分出ると思いますが、いかがでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理人 これは、申立て件数が相当多数に上っておりますので、その申立て書を一枚一枚チェックしていくという作業が必要になつていくこともございます。

御指摘等も踏まえながら、どのような方法で必要な情報がとれるかということも考えながら、引き続き検討を行つていきたいと思っております。

○松田委員 申立て件数が伸びないという状況もあるものだから、この辺についてはできるだけ詳

しく統計をとった方が利用者がふえるというふうな感じ取れることがありますので、ぜひ、また一度検討をしていただければというふうに思います。次の質問に移らせていただきたいと思っております。

ちょっと順番を変更して、成年後見制度を利用する本人の意思について、先に質問をさせていただきたいと思っております。

現在、補助人候補者については、本人の望んだ人であるかどうか、家裁職員が意思確認をしております。しかし、保佐人の候補者や成年後見人の候補者については、本人に同意の意思確認をいたしません。それどころか、家裁が成年後見人などを選任した後に初めて本人は成年後見人と会うということになるわけでございます。

初めて会う見ず知らずの人、多くは法律家の方でございますが、その方が巨大な権限を持ち、本人の財産や生活を管理していくわけですから、家族にしたら少し不安が募るということもございまして、後見制度利用促進のためには、本人と家族の理解が不可欠でございます。そのためには、まず本人の同意、次に申立人の同意のもとで成年後見人などは選任されるべきと考えますが、この本人の意思について家庭裁判所はどのくらい重きを置いているのか、お答えください。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。家事事件手続法におきましては、本人の意思を尊重する観点から、家庭裁判所が成年後見人の選任の審判をする場合には、原則として、本人の陳述を聞かなければならないというふうなされてございます。

家庭裁判所は、その聴取した本人の陳述の内容や、また心身の障害によりまして本人の陳述を聞くことができないという場合には、本人と後見人候補者との関係なども含めまして、申立人から聴取した事情なども考慮した上で、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任しているものと

理解しております。

○松田委員 本人の申立てによつて、本人が候補者を決めて記載した、その候補者が選任されなかった事例は数多くあります。また、選任しなかった理由については、家裁は本人に説明を一切されません。

本人の意思決定の尊重の観点から、本人が決めた候補者は選ばれるべきであり、少なくとも、選任されなかった場合は、本人にその理由を説明すべきだと思っております。その辺についていかがでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

先ほども御説明をさせていただいたところでございますが、後見人の選任に関しましては、御本人がどのような課題を抱えておられるか、そういったことも踏まえながら、最もその事案においてふさわしい後見人を選任することが非常に重要であるというふうな考えをしております。

その中に御本人の希望ということももちろん入っておりますけれども、総合的に考慮をした上で、裁判所の方で裁判官が各事案に応じて最もふさわしい方を選任しているというふうに理解をしております。

○松田委員 次に、成年後見人の選任について、また質問させていただきます。

家庭裁判所が決定した成年後見人への不服申立てを認めていないのはなぜでしょうか。ドイツでは、日本の成年後見人制度と似た制度がございまして、選任された成年後見人などにに対し、いつでも本人が異議申立てをすることがございます。本人の本人の制度であるならば、これは本人の当然の権利と考えます。また、不服申立てをすることができないとは余りにもちよつと高圧的で、後見制度を利用しようとする人たちからしたら不安を持つ制度となつております。

制度の利用を促進させようと思うことであれば、この部分を見直すべきではないかと思っておりますが、不服申立てを認めない理由をお答えをいただ

きたいと思います。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、家庭裁判所による成年後見人の選任の審判に対しては即時抗告の申立てすることを認められておりませんが、これは、誰を成年後見人として選任するのが相当かという点につきましても、個別の事案に応じて、家庭裁判所が公権の見地からさまざまな事情を考慮して判断すべきものでありまして、この点の判断については家庭裁判所の合理的裁量に委ねるのが相当であると考えられたためでございます。

○松田委員 次に、被後見人の定義についてお問い合わせいたします。

家庭裁判所発行の二つの冊子には、法定後見制度三種の類の説明として、後見の対象になる方に「判断能力が全くない方」という表現が使われております。この「判断能力が全くない方」という表現は、もはやあなたは人間ではないと言われているような印象を与えてしまいます。被後見人の人権を尊重すべきとした成年後見人制度の利用の促進に関する法律で、まさにこの制度にそぐわない表現と思えます。

その意味において、成年後見の冊子には、自分のお金の管理が全くできない方を後見類型として、また、そういう人はいるねということも多く市民は納得されていると思えます。冊子の表現をできる限り皆さんにわかりやすく変えていくことというのは非常に重要だと思えますが、いかがでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

御指摘の記載につきましては、民法七条に規定されており「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある」という要件が日本語としてやや難解であるということで、これをわかりやすく平易な表現に言いかえる趣旨で記載したものではありませんが、委員の御指摘も踏まえまして、先ほど申し上げましたように、適時パンフレットを改訂してまいりますので、今後どう

のような表現が適切であるかについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○松田委員 人権的観点や、また、本間に利用される市民の皆さんに理解しやすいような法務にせひしていただきたいというふうに思っております。

次の質問に行きます。

申立ての際に必要な医師の診断書について御質問をさせていただきます。

多くの主治医の方は、本人と会う、診察するのは月一回程度であり、その時間も五分、十分程度の場合がほとんどであります。本人の生活のことをほとんどわからない、知らない医師が判断できるのでしょうか。

また、医師の判断を本人情報シートで補足するというところでございますが、こちらは任意提出なので、忙しいケアマネジャーさんに依頼できるかどうかも疑問であります。そうなると、付添いの方からの話を真に受け、あとは、想像力を働かせて書くことになりそうです。

こうした記載された情報が本人の精神の状態を判断する医師の書面と認定されているのかどうか、この辺についてお答えください。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

基本計画におきましても、医師が十分な情報に基づいて適切に診断を行うことができるよう、診断書等を作成するに当たり、福祉関係者等が有している本人の生活状況等に関する情報を医師に的確に伝える方策について検討を進めることというふうになっております。これを受けまして、最高裁判所におきまして、福祉関係者が本人に関する情報を記載して医師に提供するためのものとして、本人情報シートの書式を作成したところでございます。

医師が診断をされる場合には、本人情報シートに記載された情報のほかにも、本人や親族への問診、認知機能テストや知能検査、CTやMRI等の画像検査などの結果も踏まえた上で、適切に医

学的な判断がされるものというふうに承知しております。

できる限り日常生活状況についての的確な情報を医師のもとに効率よくお伝えをするという趣旨で先ほどの本人情報シートの検討をしたところでございますけれども、委員御指摘のとおり、それを作成される福祉担当者の御負担ということも確かにございます。

ただ、これを作成する際におきましては、最高裁判所といたしまして、各方面からいろいろ御意見を伺った上で作成をしているところでございまして、医師や福祉関係者の団体等からも意見聴取を行っております。

その際に、診断を行う医師の負担に配慮すべきであるという御意見ですとか、医師に提供される情報について様式の統一を図るべきであるといった御意見もあつたところございまして、これも踏まえて書式を作成し、関係団体等からも改めて御意見をお伺いした上で書式を完成させているところでございます。

いづれにしましても、この運用は本年四月から始まったばかりですので、今後、実務における活用状況ですとか、医療関係者、福祉関係者からの御意見等も踏まえまして、必要な検討を行ってまいります。

〔石原(宏)委員長代理退席、委員長着席〕

○松田委員 次に、診断書の記載について御質問したいと思います。

新しい診断書には、判断能力についての意見の欄に、以前の診断書にはあつた、後見相当、保佐相当、補助相当の文言がなくなりました。このことは、うがった見方をすれば、医師の判断よりも家裁の判断により本人の類型を自由に決めることができるよう、裁量を大きくしたようにも思われます。

診断書からこの文言を削除した理由をお答えください。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、新しい診断書の書式では、後見相当、保佐相当、補助相当との表現を用いておりませんが、これは、後見、保佐、補助のどの類型に該当するかを家庭裁判所が的確に判断すべき事項であるという趣旨で、医師に対して意見を求めているのはあくまでも本人の精神の状況に関する医学的な診断についてであるということを確認する趣旨で行ったものでございます。

○松田委員 次に、医師の診断の補助となる本人情報シートについてお問い合わせいたします。

現在の制度だと、この本人情報シートが医師にも家裁にも判断に重要な情報となつてきますが、先ほど言ったとおり、任意提出となつております。

この場合、誰がどのタイミングで本人情報シートの作成を依頼するのでしょうか。判断しにくいと思つた医師や家裁が提出を求めるとはでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

本人情報シートは、一般的には、後見開始の審判の申立てを検討している御本人ですとかその親族の方がケアマネジャーなどの福祉担当者を作成を依頼されてこれを準備され、医師に診断書の作成を依頼する際に提供することを想定しているものでございます。

御指摘のとおり、本人情報シートの医師への提供というのは任意ということになっておりますが、医師が必要に応じて御本人やその親族に本人情報シートの提供を求めるといふこともあり得るところと考えられます。

○松田委員 ぜひ、本人の日常の情報を知りたい場合は、現実には合つた本人情報シートを作成して、ヘルパーさんに直接書いてもらうようにするなど、頼む方も頼みやすくする工夫や、頼まれる方も負担にならない工夫をぜひ考えていただきたいと思います。

次に、後見監督人についての権限についてお問い合わせいたします。

成年後見人と後見監督人の意見が違った場合、
どういった判断がされるのでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

後見人は、原則として、後見監督人の意向を確認することなく、みずからの意思で契約等を行うことができるわけですが、例外的に、金銭の借入れなど、民法十三条第一項各号に掲げる行為をする場合には、後見監督人の同意を得る必要があることとされており、これは、こういった行為は重要性が高く、被後見人に与える影響が大きいことから、被後見人の保護をより十全にするためのものと考えています。

そのため、したがって、後見人が被後見人を代理して借金をしようとする場合には、後見監督人の同意を得なければならず、意見が違って、その後見監督人の同意が得られない場合には、これをすることができないこととなります。

後見人から見ると、後見監督人の同意を要する点で一定の負担が生ずることとなりますが、後見人の不正行為により被後見人の利益が害されてしまうこと、こういったこともございますので、被後見人の保護のため合理的な規律であるとと考えております。

○松田委員 監督人が後見人の上にいるというふうな位置づけのようにも思われます。家裁がこの人を後見人を選任したということであり、また、少しその辺の位置関係というのは疑問に思われる部分がございます。

その意味において、本人に寄り添って最適な人だということでは家裁が判断した成年後見人より上位に監督人を置くということが少し疑問に思われることもありますので、またこの辺についても見直しも必要となる部分があるかと思っております。よろしく願います。

次に、今後の方向性について伺いをいたしました。今まで質問してきたように、身上監護の観点からは親族後見人をふやすべきと思いますが、そのための方策などはどのようにお考えになられて

おりますでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

基本計画におきまして、後見人については、財産管理のみでなく身上監護や本人の意思決定支援の側面も重視し、本人の利益保護のために最も適切な方を選任することができるようになるための方策を検討するというふうなことでございまして、最高裁判所といたしましても、これを踏まえまして、後見制度の重要な担い手であり、弁護士、司法書士それから社会福祉士が所属される各専門職団体と、後見人の選任のあり方などについて議論を行ってまいりました。

その結果、課題の専門性や不正防止の必要性なども考慮しました上で、後見人となるにふさわしい親族などの身近な支援者がおられる場合には、これらの方々を後見人を選任することが望ましいことなどの基本的な考え方にございまして、認識を共有したところでございます。

このことにつきましては、各家庭裁判所に対して、今後の運用の参考とするため、情報提供を行っております。今後、各家庭裁判所におきまして、基本計画における指摘ですとか、専門職団体と共有されたこうした考え方を踏まえ、更に検討が進められ、その上で、各裁判官が個別具体的な事案に応じて本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任していくことになるものというふうにご承知しております。

○松田委員 最高裁事務総局は、後見制度利用促進のために、弁護士会、司法書士会、リーガルサポート、社会福祉士会との間で協議を重ね、方針を検討されてきたということであり、

何よりも重要なのは、本人の個性、特性を知ることである。ドイツを例に見れば、成年後見人などの過半数が家族であり、他人である市民が三五%を占め、弁護士は五・五%にすぎません。本人を知ろうとして情愛を持つて本人と接しなければ、本人を幸せにすることはできない。最高裁事務総局と厚生労働省には、専門職団体

の意見だけでなく、親族で成年後見人などをされている方や法人後見をしている団体の意見を、いろいろなたくさんの意見を聞いて、ぜひ有効にこの制度の利用促進に向けての努力をしていただきたいと思っております。

以上で私の質問は終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で松田功君の質疑は終了いたしました。

次に、井出庸生君。

○井出委員 済みません、始めさせていただきます。

きょうは資料を二種類用意しております。一枚紙の資料は前回と今回とパネル掲示をさせていただきますので、皆さんの視覚にお訴えをしたいと思います。きょうは掲示をさせていただきます。

繰り返しになりますが、内閣府の調査、二〇一八年発表で、無理やり性交されたことがあるという女性が七・八%いる、それから警察に相談された方が二・八%だった、そのことに基づく数字でございます。

質問に入っておりますが、きょうも警察庁の田中さんにまず伺います。

前回の最後に、被害届を出す人、出さない人、ちよつとその実態把握をやつてほしいというようなことを申し上げて、最後に、東京の性暴力救済センターのSARCですとか大阪のSARCHICO、両機関は大変多くの相談者、要支援者がこれまで来ておりますので、そうしたところと少し一緒に調査をしていただけないかと。

そのことについて明確な御答弁をいただけたので、もう一度ちよつと調査をするようお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○田中政府参考人 性犯罪の捜査におきましては、相談の段階から被害者の心情に配慮した対応を徹底することが重要であり、警察庁及び都道府県警察においては、被害者支援団体の方々の御意見も参考として各種施策を推進してきたところで

あります。

具体的には、警視庁と大阪府警察におきましては、定期的に、それぞれ、SARC東京、大阪SARCHICOを含む関係団体と実務担当者の会議を開催するなど、これらの団体における相談の対応状況等について意見交換を行っているものと承知をいたしております。

被害者支援団体におかれましては、警察に対して相談がなされたケースについても把握している場合があることから、性犯罪の潜在化防止を考慮の上で、こうした団体の方々の御意見を伺うことは有益であると認識をいたしております。

引き続き、被害者支援団体の方々から被害届の受理に係る御意見等についても伺いつつ、各種施策を更に推進するとともに、性犯罪に関する相談に適切に対応するよう都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○井出委員 両団体の御意見を伺うということは少し前向きに言っていたんですが、なかなか実態把握に、私がお願ひしたいのはやはり実態把握でありますので、もう少し伺います。

先日、個々の事案に関して、相談の時点において性犯罪の被害申告の意思があるかどうかということとは必ずしも明確に判断できないから、被害を届ける意思があつても届出をするに至らなかったケース、被害届を出したくても出さない、門前払いになつてしまった、そうした件数や割合を把握するのは極めて困難であるというお話がありました。

ただ、その前段、ずっと議論しております、例えば、電話やメールで匿名で相談が来るんですよとか、事実関係とか構成要件が該当するかどうか、それからは判断できないものがあるんですよとか、それから、家族、第三者の相談ですとか、羞恥心から捜査を求めない、又は、一定の年月が経過した後には被害の届出が出される、結構具体的に、お話をいただいていると、後で速記録を見ていると、割合具体的にケースを把握されているというのがございます。

私が端的にお願いしたいのは、把握することが困難であるというさきの答弁は私もそのとおりだなと聞いておったんですが、実際にその件数とか適宜の記録を把握してみても、把握にトライをしてみてもなお困難であるというのであれば、私もちよっとその後の質問を考えようかなと思うのですが、把握をする前から困難であると言われてしまつと、やはり把握にトライをしていただきたいなど、改めて田中さんにそのことを切にお願いするものであります。答弁をお願いいたします。

○田中政府参考人 先日、五月十七日の委員会におきまして、相談を受けるなどした事案で、被害届の受理に至らなかったものの態様といたしまして、第三者からの相談、羞恥心等から被害申告をためらうもの、当初、被害申告の意思が明確でなかったが、一定の年月が経過した後改めて被害届の出がなされるものがあることを申し上げたところでございます。

これらにつきましては、相談の時点において性犯罪の被害申告の意思があるか否かが必ずしも明確に判断できないような相談の例として御説明したものであります。被害申告の意思があるにもかかわらず被害届が不受理になるケースについて類型化したというものではないということを御理解いただきたいと思います。

先日も申し上げましたとおり、被害届の不受理の件数を把握するためには、結局、性犯罪に関する全ての相談を精査することになってまいるわけでありまして、性犯罪に関する相談はさまざまな態様や経過をたどるものでございまして、個々の事案に関し、相談の時点において性犯罪の被害申告の意思があるか否かは必ずしも明確に判断できるものではなく、時の経過とともに変化することもございます。被害を届け出る意思があるにもかかわらず受理に至らなかったケースの件数や割合を把握することは極めて複雑な作業となりまして、たとえ期間を区切り、一つの都道府県警察に限定したとしても、極めて困難であると承知しております。

このような困難な調査を、都道府県警察で捜査活動に当たっている職員の手をとおして実施することにつきましては、私どももいたしまして、消極とならざるを得ないところであります。

なお、警察におきましては、被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き受理することといたしておりますが、これにより、被害申告の意思があるにもかかわらず被害届の受理に至らないものもいたしましては、例えば、実在しない人物が加害者であるもの、あり得ない日時や場所等で犯罪行為が行われたとするものといった例外的なケースであると考えられまして、そのような数でありますとか割合を集計することにつきましては、性犯罪に係る施策の推進に資するとは考えにくいと考えております。

○井出委員 最初の方はふむふむと思って聞いておったんですが、最後のところ、被害届を受理しないのは本当にあり得ないケースなんだというお話であるんですが、ただ、実際、被害に遭われて被害届を受理していただけなかったという方は私はいらっしゃると思うんですね。私のところにも実際相談に来た方がおります。それから、SAR CやSACHICOに行けば、そのことは明らかであろうと思っております。

私も、現場の都道府県警察の方の仕事は邪魔するつもりはございません。例えば、法務省は今、検事歴二十年ぐらいの方がお一人、実態把握のために、専従でちよっと研究所か何かに出ているんですかね、調査に当たられている、半年か一年ぐらいの期間ですね。警察庁にも、現場に出ている方はいらつしやると思いますが、今後指導的な立場になる警察の方もいらつしやると思いますが、そういう方に少し、半年やってみる、一年やってみるでも構わないんですよ、何とか少しやっていただきたいたいというのが現状でございます。

そこで、きょうの、もう一つの束になった資料を御紹介したいんですが、これは、昨日、衆議院

の第二会館におきまして行われた研究発表、性暴力被害経験に関する質的研究であると。

研究の目的は、司法で犯罪として扱われる性犯罪が被害当事者の認識する性暴力と異なっている、本研究では、当事者の認識する性暴力を深く理解するために、インタビュー調査を実施して望まない性交の被害状況等の、少しはしりやります、形成過程を整理し、刑法改正議論や被害者支援に役立てると。

研究をされたのは、もうこの分野ではおなじみの目白大学の斎藤梓専任講師、最高裁でも研修をやっておりますし、法務省の検討会等にもいらしている方。もう一人、大竹裕子さんという方は、オックスフォード大学で今、仕事をしながらの研究をされている方で、三十一名の方から、複数の被害を受けている方もいますので、四十一件の被害について実際にインタビューをされた調査でございます。

一枚めくっていただきますと、その左半分ですね、被害の類型を奇襲型からエントラップメント型までと五つに類型し、その下、被害の認識までかかった時間というものが十年以上だとおっしゃっている方が九件、ほぼ四分の一なんです。それから、一枚めくっていただいで、今少しお話をしたエントラップメント型、これは今回の調査の少し中心的な発見であるんですけれども、そのことについて右端に少し解説の図説が書いてあります。これは、要は、性犯罪その場の行為だけだけでなく、ふだんの日常生活において、端的に言ってしまうは、少しずつ外堀が埋まっている、そういう類型であります。

一枚めくっていただくと、具体的に、地位、関係性を利用した性被害の発生プロセスというものを、一、二、三、四、もう一枚あるんですけれども、五段階、フェーズの五つ、分けていて、加害者はふだんは周囲や被害者から信頼、尊敬をされている人である、それがだんだんセクハラをしたり飲酒をさせたり、加害行為が行われたときのやりとり、加害行為が終わった後にはその性被害を

正当化してと。一枚めくっていただきますと、正当化することが後にうそだということが露見をして、被害者側の相談や告発が始まると。

申田委員と刑事局長との答弁でも、暴行、脅迫や抗拒不能、著しく抗拒困難というものは、必ずしも加害行為と時間的に密接でなくてもいいというような答弁もあったかと思うんですが、そのことを極めてよく分析していただいたものだと思います。

一枚めくっていただくのは、もう参考にしていただいで、これは家庭の性暴力の、少し図式でその要因や経過をあらわしたもののなんです。

最後のページなんですが、私、この調査結果の大変すぐれていると思うところは、調査結果から、そのことを支援政策、啓発、研修等に役立てるべきもの、それが左上ですね、それからその隣、右上なんですが、刑法改正の議論として喚起すべきもの。これは、必ずしも全てを刑法で解決すべきものではないと、そこは冷静な調査結果を出していらつしやるなと思うんですが、その中で、左上の必要な支援というところ、被害認識の形成を助ける啓発、不同意性交を性暴力として啓発し、警察、支援機関への相談につなげていくと。

今お話ししたように、性犯罪に至る経過も本当にさまざまなものがある、突発的、瞬間的なものから、時間をかけて外堀が埋まっていくようなものまでですね。すぐに相談に来る人はほとんどいない、十年以上かかる人が四分の一だと。

ですから、前回、田中さんの答弁にあったように、事実関係が明らかでないとか構成要件に当たらないというものを、その場で警察も即断してしまつてはいけないんじゃないかと思うんですね。

ぱつと聞いて、事実関係が全然明らかでないよ、うそだよ、構成要件を全く満たしていないよとその場でお断りされたら、やはり、じつくり時間をかけて話を聞く、その日聞けなくてももう一回来ていただく、もう一回来ていただくに当たっ

ては、しっかりと前回の記録をとっておく、そういう丁寧な対応をしなければ、なかなか被害に遭われた方の本音の本音というものは引き出せないと思います。

そのためにも、何度も何度もお願いするんですが、やはり少しその実態把握というものが前向きになっていただいて、そのことによって現場の警察官に、性犯罪の相談に来る人には、慎重で、長い目で丁寧な話を聞いていくことが大事であるという方向性を周知していただくと、非常にいい方向に行くかなと思うんですが、田中さん、いかがでしょうか。

○田中政府参考人 まず、冒頭のお尋ねに対しまして、実態把握をやらせないというふうな趣旨で受けとめられたかもしれませんが、私どももいたしましては、被害者団体の方からその実態も含めてお話を伺って、その上で施策を進めていきたいというふうにご考えておられますので、実態把握をやらせないという意味ではございません。

その上で、専門家の知見を踏まえて対応すべきであるという趣旨のお尋ねかと思いましたが、警察におきましては、性犯罪被害者が最初に相談する公的機関となることも多く、被害者の心理を理解して対応することが重要であるため、これまでも警察学校等で職員に対する必要な研修を行ってきたところであります。

警察では、平成二十九年の刑法改正も踏まえ、警察大学校での研修や、全国の都道府県警察の性犯罪捜査担当者を集めた会議において、臨床心理士や精神科医等を講師として招き、講義を実施しているほか、各都道府県警察においては、警察学校や警察署等において、性犯罪被害者の心理に関する研修を実施するなど、性犯罪に直面した被害者の心理等について職員の理解を深めるための研修を実施しているものと承知をいたしております。

今後とも引き続き、被害者の心情に配慮した適切な対応が徹底されるよう指導してまいりたいと考えております。

○井出委員 実態把握をやらせないとは言っていないと力強く言っていたので、大変感謝を申し上げます。最高裁にきょう来ていただいているので伺いますが、裁判官の研修というものが非常に大事だと思っております。それが、講演資料をつくったから各裁判所に届けておきますよと、話を聞いていないと、やはり性犯罪に関しては応募制の座席的なものが多いのかなというものが今まで聞いてきた話なんです。私なんでも、当初は非常にこの問題に関する認識が薄かったです。正直、ぴんときなかつたです。

ですが、被害者の話を聞いたり、それから加害者の治療をしてお医者さんの話を聞いたりすることによって、少し問題が深掘りをされてきた。性犯罪というものは態様もさまざま、そういう時間的なもの、それから内面のもの、目に見える暴力、脅迫があるかないか、そういったものは非常にさまざまなのであるということばだんだんだんだん理解をしてきて。

昨年、実は、イギリスに行ったときに、向こうの元裁判官に、裁判官は三日間ぐらい毎話になってこの分野の研修をやる、そんなようなお話を伺って、一同びっくりしたんですが、そういうことはなかなか日本の裁判官には行われていないのかなとも思いますし、性犯罪だけというわけにいかないのかもしれないんですが、少しやはりこの研修というものを力を入れていただきたいと思っております。ちよつと現状と今後の展望を教えてください。

○安東最高裁判所長官代理者 お答えいたします。一般的な研修もちよつと含めてお答えいたしますが、司法研修所におきましては、判事補への任命直後、任命三年目、判事への任命直後という節目の年次、それから、支部長、部総括、所長などのポストについた際、そういったときに、該当する全裁判官を対象とした研修を行っております。そういったポスト制のものに加えまして、民事、

刑事、家事、少年の裁判分野ごと、あるいは被害者配慮、裁判員裁判といった特定のテーマごとの研修も実施しております。

これらの研修ということで申しますと、二日から五日程度の日程で実施されておりまして、遠方の裁判所から来られる裁判官は司法研修所の寮に泊まり込んで研修を受けるといったことになりまして、実情としては、こういった研修が年間約五十本以上実施されておりまして、参加人数は年間約延べ約二千二百人ということになります。裁判官の現在員数は約三千五百人でございますので、全部の研修ということになりますと、裁判官は、平均しますとおおむね一年半に一回程度こういった研修に参加しているということになります。

性犯罪の研修につきましては、平成二十九年から現在まで申しますと、今言ったような分野ごとの研修で四回の研修で扱っている、そういった実情でございます。

○井出委員 時間なので終わりますが、この研究は法務省にも何かアポをとって報告に行くそうなので、大臣と刑事局長、よろしくお願いしたいと思っております。では、終わります。どうもありがとうございます。

○葉梨委員長 以上で井出庸生君の質疑は終了いたしました。午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。午後零時五分休憩

午後一時開議
○葉梨委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○森田委員 国民民主党の森田俊和と申します。きょうは、山下大臣のほかに中村文科の政務

官にもお越しいただいております。よろしくお願ひいたします。

今回、いろいろ党派の中で異動がありまして、今回の法案から私も法務の方に携わらせていただくようになったんですけれども、よく、御質問の機会をいただきました。ありがとうございます。このことを形式上申し上げることがあるんですけれども、私、この問題を調べて始めて、本当には非常に政治的な使命を感じる問題に携わらせていただいたなという思いを強く持りました。

というのは、私、住まいは埼玉の熊谷というところなんですけれども、そこに、さめじまボンディングクリニックスさんという、「さめじま」は鮫鳥先生なんですけれども、ボンディング、きずなを結んでいく、のクリニックスということで、この先生が、私は人気のある産婦人科の先生だということろしか理解をしていなくて、選挙があれば御挨拶に行ったりはしていませんけれども、ただ、今回、いろいろな資料を見ているところで、養子縁組のあつせんをされていらつしやる医療機関だということがわかりました。

それで、その先生自体は独立してから十数年というところなんですけれども、独立する前から、勤務医のときから、そのあつせんのところ個人的な立場として携わってこられた。たまたま奥様が、開業されたから、もともと尼相での勤務の間もあつたということで、御自身の使命感というものもあわせて感じながら、夫婦おそろいで、そこにもちろん職員さんも入ってということになりますけれども、この養子縁組の問題に取り組んでこられたということになります。

一つのクリニックだけではなくて、あつせん機関の連合体のようなものをつくっております。あんしん母と子の産婦人科連絡協議会、略してあんさん協というふうには呼んでいらつしやるらしいですけれども、ここにはあつせんする機関として産婦人科のお医者さんが六院含まれておまして、そのほかに十六の産婦人科の先生たちが加わっているということで、全体のあつせん機関の

数から見ても、今十七ぐらいいかなでしようかね、あつせん事業者というのは、その数から見ても非常に大きな位置を占めていらつしやる協議会なのではないかなというふうに思っております。

この組織ができてからの五年間の報告というものを拝見をいたしまして、聞かせていただきましたところ、百四十七件、養子につながるような相談を実績として持ってきたということがございまして。その中で、養子縁組に至ったケースというのが百四十七件中の六十六件ということで四五%。それから、いろいろ悩みに悩んで、みずから育てようという決断に至ったケースというのは四十四件あったということで、およそ三〇%の方がみずから養育される、相談はしたけれども、結局みずから養育されるという判断をしたという方がそのくらいいらつしやりました。

やはり、産んでから、あるいは実際に赤ちゃんの顔を見てから判断を交えるという方が結構いらつしやるということ、そこは決して焦らせないと。だから、こうしようね、縁組でしようとかとやうとやはり誘導になってしまうので、やはりいろいろな補助だとか援助を、病院であつたりあるいは児相であつたり、いろいろな関係者から受けているので、何か言われると強要されているんじゃないかなという非常に心理的な圧迫を受けるということ、できるだけフラットな状態で、一生懸命考えようね、いろいろな思いがあるだろうけれども考えようねということで温かく支えて見守っている、そんなことをおつしやっております。

ことで、とても人ごととは思えない中で今回のいろいろな調査をさせていただいたということがございまして。

まず、こういう年齢層の女の子が多いということですから、学校における支援というのがどうなっているのかなということを質問でお伺いをさせていただきたいと思っております。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

高等学校の生徒が妊娠した場合は、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものと考えております。

具体的には、在籍する高等学校で学業を継続する場合には、当該生徒の状況やニーズも踏まえながら、学校として養護教諭やスクールカウンセラー等も含めた十分な支援を行うということが必要である、体育実技等、身体活動を伴う教育活動については、当該生徒の安全の確保の観点から工夫を図った教育活動を行ったり、課題レポート等の提出や見学で代替するなど母体に影響を与えないような対応を行う必要があることなどを、平成三十年三月に文部科学省から発出した通知において示したところでございます。

文部科学省といたしましては、各学校において妊娠した生徒が学業を継続できる環境を整備されるよう、引き続き通知内容の周知徹底に努めてまいります。

○森田委員 ありがとうございます。

学校のほかに、地域というか、学校以外の行政で支えられる部分もあるんじゃないかなと思っておりますけれども、学校以外の部分で、若い妊婦さん、望まない妊娠をされた方の支援というのはどうなっているんですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

若年の妊娠や経済的に困窮する妊婦など、妊娠に悩む妊婦を早期に発見をし、相談や必要な支援につなげることは、虐待を防止する観点からも非常に重要なものだというふうに考えております。このため、厚生労働省では、妊娠に悩む妊婦を

支援するため、都道府県等が設置をしております女性健康支援センター、こちらにおいて相談支援を行っております。特に今年度からは、若年世代がアクセスしやすいインターネットやSNSを活用して同センターへの相談について周知、広報を行うことを促しているほか、また同じく今年度予算でございすけれども、妊婦の早期の産科への受診を促して関係機関に確実につなぐために、新たに、産科の医療機関に同行支援を行うというふうな際の人員費の補助ですとか、妊娠判定料も含む産科の受診にかかる費用の補助についても行っているところでございます。

女性健康支援センターを設置する都道府県におきましてこうした事業の意義が理解をされ、積極的に実施いただけるように、取組を促進してまいります。

○森田委員 ありがとうございます。

女性健康支援センターの事業ということでございまして、私も埼玉県はどうなっているのかなと思つて調べてみると、各県が置いている保健所がその相談窓口になっているのに加えて、にんしんSOS埼玉というところで、これは委託をして相談等に当たっているということだそうです。平成三十年の七月からの開設で、年度末までの九カ月間で、電話だとかメールを合わせて一千九十七件、このにんしんSOS埼玉というところで相談を受けている、そういうお話でございました。一月にならずと百二十件ぐらいいの相談があるということだと思つております。

ただ、やはりこういうところにアクセスができる子というのはまだまだ恵まれているケースでございまして、いろいろお話を聞いてみますと、かなりの方は、そこから閉ざされた中で、どこにも相談できずに、中には、実際、妊娠した子の親から虐待を受けたりとかしているケースもあるというところで、非常に外の世界とアクセスを持つていくということが難しいんじゃないかなと思つておりますので、事業はもちろんなやうにいたただくにしても、そのほかの、例えば病院をその窓口にして

いったりとか、あるいは学校との連携を深めていったりということ、ぜひ、特に若い方の支援に努めていただければありがたいと思つております。

それから、また学校の問題に戻らせていただきますけれども、妊娠をすると、鮫島先生のところでも出ていたんですけれども、やはりどうしてか、おなかが大きくなるだとかいうことで、ぱつと見えてくる変化が出てくるということ、中には、校則にのつとつてということもあると思うんですけれども、学校を退学するようなケースというのが出てくると思うんですが、妊娠による退学とか、あるいは誘導するとかということについてはどうなっておりますでしょうか。

○中村大臣政務官 お答え申し上げます。

高校生が妊娠をしたということを学校で把握したケースというのを調査しております。文部科学省で、平成二十七年、二十八年の二カ年度に妊娠を学校で把握したケースというのは全国で二千九十八件、これは全日制と定時制がほぼ半々なんですけれども、二千九十八件のうち、懲戒として退学処分をしたというケースはありますが、学校が退学を勧めたというケースが三十二件、調査では確認をされております。それ以外に、自主的に退学したというのが六百四十二件というふうな、全日制と定時制でそういうふうな数字が調査上出てきています。

そのことから、平成三十年三月に文部科学省では、妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方という通知を發出しております。先ほどの答弁でもありましたが、生徒が妊娠した場合には、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることであるとか、その際、生徒に学業継続の意思がある場合には、教育的な指導を行いつつ、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処を行わないという対応も十分考えられますよということを示しているところでありま

文部科学省としては、各学校において妊娠した生徒に対し適切な対応がされるように、引き続き通知内容の周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っています。

○森田委員 ありがとうございます。

今のお話ですと六百四十二件が自主退学ということで、みずからの意思でというんですけれども、これは多分、職場でもあるように、いや、懲戒じゃないんだよ、あの人が自分で退職届を書いたんだという、こういうことがやはり職場でもあるわけですから、当然、目に見えないところで、いろいろな圧力によって、中には、例えば学校じゃなくて親が言っているケースももしかしたらあるんじゃないかなと思いますけれども、いろいろなケースが考えられると思います。

まずは、中学生、高校生にとってはやはり学校が社会との接続点になっていると思いますので、学校で、この鮫島先生も言っていたんですけれども、とにかく相談に来なくなる一番は、説教されると。例えば、産婦人科に本当は継続的に受診してやるのがいいんだけど、産婦人科でさえも先生が説教したり助産師さんが説教したりするので、もう来なくなっちゃう。そうすると、母体も赤ちゃんも両方、二人分の命を危険にさらすということになるということで、これはぜひ、学校の現場も、例えば保健室の先生始めいろいろな関係者の方がいると思いますけれども、まだこういう認識を持っていらっしゃる方はそんなに多くないんじゃないかなと思います。

あとは私学の問題ですね。私立の学校なんかは、校則ですからといって簡単に退学になってしまふということも想像されます。

ぜひ、ちゃんと学校に行ってもらって、いろいろな支援をしながら、まずは卒業してもらおうということが、その後の就職、進学にとっても非常に大事な窓口になって、一つのステップになっていくと思いますので、ぜひ学校側の対応を、丁寧に見ていただければと思います。

それから、まだ学校にいるうちはいい、じゃ、学校を出ちゃったらどうなるんですかということなんですけれども、これについてはどうでしょうかと。

○中村大臣政務官 妊娠を理由として退学をせざるを得ないような場合であっても、生徒が学業の継続ができるような具体的な支援を行うことが重要だというふうに考えております。

このため、平成三十年三月に発出した通知においては、再び高等学校で学ぶことを希望する場合には、高等学校等就学支援金等による支援の対象となり得ること、また、高等学校卒業程度認定試験があること、加えて、退学以外に休学、また全日制から定時制、通信制への転籍及び転学等学業を継続するためのさまざまな方策があり得ることなどについて、必要な情報提供を行うように高等学校に求めているところであります。

また、中途退学者に対する支援としても、学びを通じたステップアップ支援促進事業の実施により、地方公共団体等における学習相談及び学習支援のモデル構築も行っているところであります。引き続き、退学をせざるを得なかった生徒の学業継続に向けた支援に取り組んでまいれる所存でございます。

○森田委員 ありがとうございます。

退学をしてみたら子供がどこの接点を持つかというのを考えると、なかなか、もう学校に二度足を踏み入れるというのは多分ないんじゃないかなと思っております。そういった意味では、先ほど来出ております産婦人科の先生の現場ですとか、支援センター、あるいは児相、こういったところとの連携を密にさせていただいて、レールから外れても、またもとに戻れるんだよということも、ぜひ文科省としてもサポートしていただきたいなというふうに思っております。

それから、さめじまクリニックのお話を聞いておりましたら、非常にまれなケースではあると思うんですけども、十四歳の妊婦さんが一時保護という形で委託をされてクリニックに入ってきた

と。

これはもう出産間近なので産婦人科の先生のところで見てもらった方がいいだろうということに加えて、精神的なプレッシャーを非常に受けている状態なので、負荷がかかっている。どういうことかとすると、妊婦さんは十四歳ですから、その妊婦さんの母親のパートナーから性的虐待を受けて妊娠に至ってしまった。母親とそのパートナーがいるので、家庭と切り離さなければこの子はもう安全が保てないということで、児相の判断で、普通の施設ではなくて、ちゃんとクリニックで見てもらおうということとで保護したんだよということがありました。

ところが、普通の施設で見ると費用負担のところしか見てもらっていないということで、要するに、個室を確保して、クリニックですから個室を確保して、助産師さんがつき、その方は性的虐待を受けていたので、ケアができる専門の研修を受けた看護師さんがつき、あるいは、スカイプで、テレビ電話で、ちゃんと性的虐待のケアができる精神科のお医者さん、女医さんに日ごろからケアをしていただきながら出産まで持っていた。

その間については、病気で入院しているとは言えないのでまず保険も適用にならないということもあって、まあ、親御さんとの連絡がつかない問題なくやれば親御さんから払ってもらえばよかったらしいんですけども、結局は、だから一カ月分とかが丸々取れないという状況になってしまったということと、ぜひ、一時保護の費用負担のところに加算を設けたりなんなりして、専門的なところをこういったところで見られるような形ができないものか、こういうお話があったんですけれども、これについて御答弁いただきたいと思っております。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

一時保護に当たりまして入院治療が必要な子供につきましては、一般の一時保護所や児童養護施設ではなく、委員御指摘がありましたように、病院に一時保護委託をすることができると

みになっております。

病院に児童の一時保護を委託する場合には、まず一つ目ですけれども、例えば三十日間一時保護された場合の一般生活費としてはおおよそ五万円強でございますけれども、一般生活費が支給される。これに加えて、入院中にかかる医療費の自己負担分、あるいは、その方が医療保険に加入していないような場合については医療費の全額分、こちらも支払われます。

それから、出産の費用でございますが、出産は医療保険の適用外なんですけれども、出産費用についても負担の対象になるというふうな状況になってございます。

このように、国と自治体において全体としては必要な費用負担を行っているものというふうには考えておりますが、今後とも、この一時保護委託、特に医療機関に委託をする場合のこうした制度の仕組みについては丁寧な説明をしていきたいというふうに考えております。

○森田委員 ありがとうございます。

いわば特別室対応みたいな形だったと思えます。しかも、病気とは言い切れないということと、そういった、グレイゾーンのケースではないかなと思いますけれども、いずれにしても、同じようなケースを持ち込まれたら、うちはちょっと面倒を見られないよという話が出ておりました。

ですから、加算がきちんとなされて、専門的な医療機関で専門的なケアがなされるという状況があればちゃんと費用負担が出来ますよということをぜひ御検討いただければなというふうに思っております。

時間の関係がありまして、記録の保存、大臣への御質問のところに入っていきますと思っておりますが、参考人の方からもこの前お話がありましたけれども、年がいつてから、退職後にふらっと児相に戻ってこられて、私の出自はどういうことなのかというお尋ねがあったなということもありました。

やはり人間は自分がどこから来たのかなというのを知りたいというのは、これは当然の要求だと思っております。そういった意味では、韓国の事例なんかを調べてみたら、朝鮮戦争のときに年間四千人から九千人ぐらゐの海外への養子縁組をされていたということもあって、その記録がしっかりしていません。養子で海外に渡っていった韓国に出自を持つ方々がかなり政府を批判をした、こんないいかげんなことだったのかということ。

記録が永久に保存されると、あつせん機関のこととは出ておりましたけれども、ぜひ、そういった出自を知りたいということについて、戸籍の取扱いですとか、あるいは裁判所での記録の取扱い、これをどのように政府としてお考えか、大臣から御答弁をお願いします。

○山下国務大臣 まず、戸籍でございますが、現行法のもとでは、特別養子縁組の成立の審判が確定し、その届出がなされると、養子は、実親の戸籍から除籍され、養親の戸籍に入籍されるわけですが、その際、養子の身分事項欄には民法八十七条の二による裁判確定日等の記載がされるため、当該養子が特別養子であることを知る手がかりが残されているわけでありませう。

そして、養子は、実親の戸籍から除籍された後、その実親の戸籍を閲覧することができることから、実親の氏名等を知ることができることとされております。実親の戸籍から戸籍内の全員が除籍された後も、その戸籍は除籍簿として、その年度の翌年から百五十年間保存されることになっております。

次に、特別養子縁組の裁判記録でございますが、特別養子縁組については、全件が家庭裁判所の審判手続を経ることとされております。家庭裁判所に記録がある限りは、その記録の閲覧、謄写等の申立てをすることができ、裁判官がこの申立てを相当と認めた場合には、これを通じて実親の氏名等を知ることができます。

なお、裁判所の内部規定については、特別養子

縁組の審判記録自体の保存期間は五年と定められているところですが、特別養子縁組を認める審判書の原本については、記録から分離して、審判確定の日から三十年間保存することとされているものと承知しております。

○森田委員 ありがとうございます。三十年、裁判所では記録が保存されるということでございますけれども、先ほどのお話のように、定年後、自分はどこから来たんだろうということと、十五歳だとしても、四十五歳より多分上になってから記録を見たいと思うこともあると思います。人生百年時代でございますので、百年ぐらゐは少なくともたどりたいたいという要望に答えられるような仕組み、まあ、紙でとっておかなくても、データでもいいと思っております。そんなこともぜひ考慮していただければありがたいと思っております。

いずれにしても、養子にかかわるいろいろな人間が絡んでおります。送り出す方だって、何も好きで養子に送り出すわけではない、子供で送られた側も、いろいろな思いを持ちながら人生を送っていくことと思っております。ぜひそれぞれの関係者が幸せな人生を送ってもらうことを考慮した中で、政府としてこの問題にどう向き合っていくかということで、最後、御所見を伺えればと思います。

○葉梨委員長 山下法務大臣、簡潔にお願いします。

○山下国務大臣 はい。本当に、先ほど来、委員からも御指摘もありません。また、そういった厳しい立場に置かれた子供や母親を救済していただくことというのは非常に重要であると考えており、文科省あるいは厚労省など政府挙げて取り組むべき課題であると認識しております。

この法律案ということであれば、特別養子縁組の要件を緩和して、その利用を促進することで、厳しい立場に置かれた子供に温かい家庭的な環境を提供する機会を拡大することを意図したもので

ありますが、引き続き、関係府省庁とも連携して、誰一人取り残されることがない社会の実現に向けて尽力してまいりたいと考えております。

○森田委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○葉梨委員長 以上で森田俊和君の質疑は終了いたしました。

次に、源馬謙太郎君。

○源馬委員 国民民主党の源馬謙太郎です。先日の参考人質疑がありまして、ほかの委員の先生方もおっしゃってございましたけれども、非常に参考になりました。それぞれのお立場ですとか御経験からのお話は本当に胸を打つものがありましたし、本当に、この法案に対する審議にも大変参考になったなと思っております。

皆さんのおおむね、特別養子縁組をするに当たっての要件を緩和する今回のこの法案については評価をされていように思います。一方で、その運用面ですとか、この法改正以外のところでのサポートもやはり必要だった、そういう御意見をもち参考人の方が多かったというふうに思っています。

きょうは、そういう視点で、少し細かなところもお伺いをしていきたいというふうに思っています。

我が党からは、今回の参考人質疑では、特別養子縁組支援グミの会サポートの理事長である安藤代表に参考人でお越しをいただきました。

この安藤参考人が一番強調されていたことというのは、特別養子縁組が行われたときの支援の体制をしっかりとほしいということだったと思っております。御自身も里親としての御経験もあり、また、養親としての御経験もある。そういった中で、やはりいかに公的サポートを厚くしていくかということが、養親へも、そして養子にも大切になっていく、こういったことをおっしゃっていただきました。

その中で、金銭のサポートももちろん必要なだけけれども、金銭以外のところでも、里親や里子

に対する支援と同じような支援を養子縁組に対しても行ってほしい、こういう御意見も述べていらつしやいました。

私も、やはりこういった養子縁組を更に活用を促していくためにはこうした支援も必要だということに思っておりますが、例えば、里親制度だと、自治体による研修ですとか里親同士の交流会、安藤参考人は、里子の研修も必要ではないか、こういったこともおっしゃってございましたが、それでも、里親制度にはこうした支援がある。一方で、特別養子縁組にはなかなかそのような細かいフォローがないということでありました。

これは安藤参考人がおっしゃってございましたが、一つの例として、これは支援という文脈ではおっしゃっていませんでしたけれども、里子の場合は、例えば、夜に徘徊を止めてしまつて何回も補導されると、里親との関係を終わらせるよ、措置を終わらせるよ、こういうようなことが言われるけれども、養子だと実の親子になるので、幾ら徘徊しようが、自分の、養親の責任になる。こういった違いもある。こういうこともおっしゃってございました。

さらに、上限年齢というのが今度引き上げられるわけなので、ますます自我が芽生えて、養子として迎え入れるときに難しさというのもあるんだと思っております。

そこで、まず厚労省に伺いたいんですけれども、こうした参考人の御意見もあり、これまでいろいろな議論がありましたけれども、こうした特別養子縁組が成立した後の養親や養子に対する支援の必要性についてどのようにお考えになつていくか。また、支援が必要であるとするれば、どういう形の支援が最も効果的であるというふうに思われるか。御意見を伺いたいと思っております。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。まず、養子縁組の民間あつせん機関につきましては、児童相談所とともに養子縁組制度の利用促進に重要な役割を果たしているというふうに考えておりました。縁組成立後のフォロー体制も含め

まして質の確保が重要であるというふうに考えているところがございます。

従来、民間あっせん機関のあり方が多様でございましたので、一定の質を担保するという観点から、議員立法で平成二十八年に養子縁組のあっせん法が立法されたというふうに承知をしております。この制度に基づきまして、許可制度の導入ですとか養子縁組成立後の支援についての努力義務といったことも規定をし、また、第三者評価の受審、結果の公表ということもお願いをするということ、そして、事業所ごとに、養子縁組あっせん責任者の配置義務、研修の受講義務、こういったことを定めておりまして、適切に業務を行っていく体制を引き続き推進をしたいというふうに考えております。

特に、養子縁組の成立後の支援というお話もございましたけれども、児童福祉法上、都道府県の業務といたしまして、養子縁組の支援というものが業務として明確に位置づけられておりますけれども、こういった中でも養子縁組後の支援についても位置づけられておりますので、指針等に基づきまして、こういった養子縁組成立後の支援についても、児童相談所それから民間のあっせん機関が連携して、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

○源馬委員 ありがとうございます。
安藤参考人は、こうした民間のあっせん業者に対しての支援にも言及されていましたが、また、民間のあっせん業者がそれぞれ許可を受けて、それぞれのサポート体制で、養子になる方や養親になる方へのサポートをやっている、こういうこともおっしゃっていて、非常にばらつきもあるということも指摘をされておりました。

なので、こうした民間のあっせん業者が、幾ら民間とはいっても、ある程度の標準的な支援の体制、テンプレートみたいなものをつくった方がいいのではないかと御指摘がありました。その点についてはいかがお考えでしょうか。
○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

非常に質にばらつきがあるということ、どうやって底上げをしていくかというふうな観点からの御指摘だったと思います。

まず、先ほどの答弁でも触れましたけれども、民間あっせん機関による養子縁組のあっせん法に基づいた枠組みの中でしっかりと支援をしていくということ、まずはそれが第一だと思っております。

具体的には、例えば、事業所ごとに、養子縁組あっせん責任者の配置義務を課したり、それから研修の受講義務を課したり、そして第三者評価を受審をいただくということによりまして、全体的な質を底上げをしていくということが第一点かと思っております。

もう一つは、厚生労働省として、今年度から予算事業として取り組んでおりますけれども、民間のあっせん機関が児童相談所等の関係機関と連携をいたしまして、子供との事前のマッチングですとか、養子縁組後の相談や援助などを行うための事業の補助というものも行ってあります。

さらに、今年度予算では、養子縁組前後の養親子への心理的な負担を軽減するための心理療法の担当職員の配置費用についても補助を創設しているところがございます。

こうした取組を総合的に進めまして、民間あっせん機関の全体的な質の底上げについても図っていきたくというふうに考えております。

○源馬委員 ありがとうございます。
そうした民間のあっせん業者によるサポートと同様に、養子になる方や養親になる方だけではなく、養子に出す実親への支援、これも何か考えられないかという御指摘も、参考人からありました。

例えば、実親と子供のつながりを何らかの形で保障するような仕組みができないかとか、そのほかの精神的なケアも含めて、実親に対する支援、こういったものが何かできないか、お考えがないか、厚労省に伺いたいと思います。
○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

特別養子縁組に出した実親に対する支援、あるいは実親とその特別養子縁組の対象となったお子さんとのつながりを何らかの形で支援できないかというふうな御指摘だったかと思っております。

欧米諸国ですとか国内の事業者の中には、特別養子縁組の成立後も実親子の交流を支援するような、そういった取組を行われているというふうなところが一部あるというふうに、我々も承知をしております。

ただ、一般的に言えば、特別養子縁組が成立したお子さんというのは、普通養子縁組も選択肢としては可能な中で特別養子縁組が選択をされていく、かつ実親子の関係を終了することが適当であるというふうに判断をされたものであるということでございますので、実親とのつながりを維持していくことが難しいというケースが多いということとは想定をされるかと思っております。

ただ一方で、実親に対する支援というのも非常に重要だということも思っております。まず第一点は、養子縁組にただ向かっていくのではなく、養子縁組に関する意思決定の過程で、実親の親御さんが、自分でみずから養育することが本当にできないのか、あるいはできるとすればどのような公的支援があり得るのか、そういったことをあっせん機関あるいは児童相談所の担当者や話し合いをするというのがまず第一点。そういったことをしっかりとやるのが大事であるということ。

それから、養子縁組成立後につきましては、恐らく、この実親の方というのは、さまざまな困難に直面されている方なので、経済面ですとかあるいは孤立ですとか家族で頼れる人がいないとか、さまざまな困難に直面されているという可能性もございまして、福祉事務所等の関係機関と連携しながら支援を行うということが重要になってまいります。

こういった観点から、児童相談所の運営指針ですとかあっせん機関による指針におきまして、こうした丁寧な対応につきましてお願いをしているところがございます。

実親子だけではなく、特別養子縁組を選択せざるを得ない事情を抱える実親に対しては必要な支援が届くように取り組んでいきたいと思っております。

○源馬委員 ありがとうございます。
今御答弁いただいたように、養子に出さざるを得なかったりいろいろな背景があつて、そうしたところへのサポートというのはもちろん大事だと思っておりますが、やはり一方で、養子に出さざるを得なかった、実子と離れざるを得ない、そのことによる精神的な苦痛とか後悔ということもやはりあると思っておりますし、これはもう本当にさまざまなケースがあるんだと思っております。

今御答弁いただいたように、多くは、実親のもとで育てることが困難と判断された場合であることは事実だと思いますが、その中でも、例えば、先日も例が出ましたが、後から一生懸命頑張つて、経済的にも自立をして、育てられるようになるというケースももちろんはないわけで、さまざまなケースがあるので、そうしたところにもきめ細やかにサポートができるような、柔軟な支援体制をぜひつくっていただきたいと思っております。

また、この実親との関係について、少し違った面でお伺いします。

今回のこの特別養子縁組の成立の審判では、実親が関与できないようにしている。養親になる者への配慮からこうしているかと理解しておりますが、しかしながら、住所ですとか居住地がわかっていてる父母に対しては、審判をした日及び審判の主文を通知しなければならぬというふうにしておりまして、この審判の結果を実親に知らせることによって、養親の現在の状況ですとか情報なんか知られるということはないという理解でよろしいのか、法務省に伺います。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。
御指摘のとおり、この法律案におきましては、住所又は居所が知れている実親に対しては、審判をした日、審判の主文を通知しなければならぬこととしておりますが、これは、特別養子縁組が

審判をした日、審判の主文を通知しなければならぬこととしておりますが、これは、特別養子縁組が

成立しますと、実親と養子となるべき者との間の法的な親子関係が終了するなどの重大な効果が生ずることを踏まえたものでございます。

この場合の審判の正文でございしますが、現在の実務におきましては、事件本人、これは養子のごとでございすけれども、事件本人を申立人兩名の特別養子とするといったように、養親の個人情報に記載されないようになってきているというように承知しております。今回の改正によってもこの点の変更されることはないものと考えられます。したがって、先ほど申し上げました通知をすることとしたとしても、養親の情報が実親に知られることはないものと考えております。

○源馬委員 ありがとうございます。

続いて、その養親になる人たちについて伺っていただきたいと思ひます。

共働き世帯が特別養子縁組をしたいというふうになった場合、特に若い世代ですとか、最近では共働き世帯というのは非常にふえているわけで、平成九年を境にして共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回り、また、平成二十九年の共働き世帯数は一千八百八十八万世帯となっている。一方で、専業主婦世帯数は六百四十一万世帯。倍近くの世帯数になっているわけですね。

こういう状況の中でありながら、特別養子縁組制度においては、共働き世帯に若干ハードルが高くなっているという指摘があると思ひます。例えば、民間のあつせん業者の中には、共働き世帯は応募ができないように設定をしているケースもあるというふうに聞いております。

そんな中で、二〇一七年の一月から改正育児・介護休業法が施行されて、特別養子縁組の試験養育期間中も育児休業が取得できるようになった。これは大きな前進だと思いますが、この制度が導入されてから、現在、特別養子縁組の試験養育期間中に育児休業を取得している、この運用状況というのがもしわかれば教えていただきたいと思ひます。

○本多政府参考人 お答えいたします。

育児休業の取得状況自体は、全体的には毎年、雇用均等基本調査という調査で把握をしておりますが、委員から御指摘のありました特別養子縁組の監護期間中の育児休業の取得の状況については把握をしていないところでございまして、この調査におきましては、対象となるお子さんが実子又は養子、また監護期間、こういったことは把握していないところでございまして。

○源馬委員 なかなか、数を把握するというのは確かに難しいことだと思ひますが、一方で、この制度があつて、育児休業を取得することができるようになったということがきちんと周知がされているのか、十分行き渡っているというふうにお考えなのか、厚労省の御見解を伺いたいと思ひます。

○本多政府参考人 お答えいたします。

平成二十九年年度に改正法が施行されました際に、この改正内容をまとめた周知用のリーフレットを作成をいたしました。都道府県労働局を通じて周知はもろもろでございますけれども、それ以外にも、地方公共団体、また関係団体等に送付を行ひまして、周知の協力の依頼をお願いしたところでございまして。

また、それ以降は、都道府県の労働局におきまして、労働者の方、また企業などから問合せがあつた場合に丁寧に対応しているところでございまして。

また、さらに、今年度、里親や特別養子縁組に関する広報啓発を行います中에서도、この育児休業制度が利用できることについてお知らせするといったように、養子縁組を希望する方の御負担を軽減するような情報提供に取り組むこととしております。

引き続き、制度の利用が進むように周知を行つてまいりたいと思ひます。

○源馬委員 ありがとうございます。

今回の法案、改正されることによつて、児童相談所長が第一段階の申立てをできるような非常に大きな役割を担うようになるわけですが、

児童虐待を含めて、この児童相談所の役割というのが、負担とともに、だんだんと大きくなってきているというふうに思ひます。

ちょうどきょうの新聞、朝日新聞ですが、ここにも児童相談所のことがありまして、例えば、この記事にある首都圏の児相に勤める児童福祉司の男性は、本日に最近ふえている虐待案件に対応してきて非常に多忙である、そして、児童福祉司一人当たり年間六十から七十件の虐待事案に対応している、一件ずつ満足いくまで向き合うには数が多過ぎるし、あるいは、保護者がいろいろ過度な情報公開請求をしてくるケースもある、面接の記録一式であつたりとか、保護した子供に関する記録一式を求めるケースで、そうすると、数百ページの範囲があつたり、そうしたものを繰り返し請求してくる親もいる、こういう状況で非常に多忙をきわめているという報道もちょうどありまして。

そんな中で、こうした児童相談所のまた役割がふえていくというところ、この法案だけではありませんが、こうした現状を踏まえて、この児童相談所の役割の増大、任務の増大、多忙化に対する対応策というのを厚労省はどのようにお考えになつているか、伺いたいと思ひます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

従来から、児童相談所では、児童の一時保護ですとか入所の措置、あるいは親権停止等の申立て、さまざまな重要な役割を担っているわけでございまして、今回の法案が成立すれば、特別養子縁組に関しても、児童相談所長による申立て権限が新設されること、年齢要件の緩和により件数の増があり得ること、そしてまた、年齢の高い養子とその養親に関する丁寧なカウンセリングといふことも、丁寧な対応のニーズの増大、こういったことも考えられるわけでございまして、児童相談所の業務がふえていくというところが考えられるわけでございまして。

こうしたことへの対応を含めた児童相談所における養子縁組の推進や支援の体制構築につきま

ては、現在、都道府県に對しまして、今年度中に社会的養育推進計画として策定をいただくということをお願いしているわけでございすけれども、国といたしましては、この計画策定をしっかりと進めていくために、さまざまな形で支援をしていきたいというふうにご考慮をしております。

まずは、昨年十二月に児童虐待防止対策体制強化プランを策定いたしました。二〇二二年度を目標として児童福祉司を千人程度増員をする。また、その中で、里親養育や養子縁組の担当者新たに設置をしていくということ、それから、児童相談所職員向けの研修において養子縁組に関する内容についても充実をしていくこと、そして、非常に重要な役割を担っていた民間のあつせん機関との連携を進めるための補助事業、こういったものを通じて促進をしていきたいというふうにご考慮をしております。

社会的養育推進計画にせよ、非常に重要なものでございすので、国としても、都道府県の進捗状況をしっかりと把握をして必要な支援を検討することとしておりますので、この枠組みの中で、児童相談所が適切な役割を果たしているように支援を図っていきたくと思ひます。

○源馬委員 ありがとうございます。

ちょっとこれは繰り返しの御質問になつてしまつて思ひますが、今回の法案で、特別養子縁組をするときに、養親になる者の下限年齢は引き上げずに養子となる者の上限年齢が引き上げられたというところで、計算上は非常に年が近くなるケースがあり得るというふうなことがあるわけであります。

ただ、大村参考人からも話がありました、実際は年が上な夫婦が養子をとることが多い、というケースがほとんどだということでしたが、一方で、審議会の中では、果たして上限はいいのかという話も出たというお話がありました。

こちら辺について、下限の年齢を上げなかつたということはわかりましたが、養親の年齢制限、上限もつけなかつたということも含めて、どのよ

うに法務省では判断をして今回のように年齢差の制限をつけなかったのか、改めて伺いたいと思います。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

特別養子縁組の成立は全て家庭裁判所の審判を経なければなりません。また、家庭裁判所は、子供の利益のため特に必要があるときに限りこれを成立させることとされており、家庭裁判所が養親となる者の適格性を審査する際に、その養親となる者の年齢ですとか、あるいは年齢差というものは考慮して判断することになるうかと思えます。

こういったことで、個別具体的な事案に応じて、家庭裁判所が年齢について考慮するのが適当であるというふうに考えられましたもので、年齢差ですとかあるいは上限年齢に関する要件は設けないこととされたものでございます。

○源馬委員 最後に一つだけ伺いたいと思えますが、これも安藤参考人からのお話でありました。

実親が同意を撤回する有効期限が二週間になったわけですが、同意を一度した後、同意の撤回の期限が切れた後にも、里子にしておけば金銭的な補助が出るので、ずっと里子の期間を延ばすというケースもある。その間に、さっきもちょっと例に出しましたが、実親の方が経済的余力もついで、やはり引き取りたいとなった場合もできないというところで、同意書自体の有効期限を決めることはできないんだらうかというお話がありました。が、この点についての御見解を最後に伺いたいと思えます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

家庭復帰が困難な子供たちの福祉のためには、可能な限り早期に法律上の親子関係を安定させることが必要でございますが、養親希望者と子供の適合性の判断や、養親希望者が意思を固めるまでの期間の長さについては、一概にはなかなか言えないことだと思えます。このため、養子縁組里親への委託に関する実親の同意についても、一律の有効期限を設けるということは適当ではな

いというふうに考えております。

ただ、一方で、特別養子縁組が適切と判断される子供について、養親候補者の特定ですとか、養子縁組の審判の申立てが速やかに行われるようにするということにすべきでありますので、児童相談所や民間あつせん機関の業務に係る指針におきまして、今その旨を示しているところでござい

ます。本法案が成立した場合には、児童相談所や民間あつせん機関に対して、御指摘の年齢要件の緩和による影響や懸念も考慮しつつ、こうした指針の内容について、しっかりと周知を図っていきたいと考えております。

○源馬委員 ありがとうございます。終わります。

○葉梨委員長 以上で源馬謙太郎君の質疑は終了いたしました。

次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。

五月二十二日、おとといですけれども、参考人質疑が行われまして、大変有意義な意見を聞かせていただきました。

その中で、子供の意思を尊重する機会というものは必要であるという意見が私としては多数に聞こえたんですね。そのときの年齢も聞きましたが、十歳以上になったら子供の意見を聞くべきじゃないかという意見も具体的にありました。

そこで、まず、正確なところを確認しておきたいんですが、今回の家事手続法の百六十四条の二第六項第一号に、養子となるべき者の陳述を聞かなければならないというふうに書いてあるんですが、括弧として、(十五歳以上のものに限る。)と。

十五歳以上でない限りは、子供が陳述あるいは自分の意向というものを表現する機会というのは法文上は与えられていないという理解でよろしいでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。委員御指摘の家事事件手続法の百六十四条の二

の第六項でございますけれども、十五歳以上の者の場合には、これは意見聴取を必要なものにする、こういう趣旨の規定でございます。

他方で、現行の家事事件手続法第六十五条でございますけれども、未成年者である子がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、その子の意思を把握するように努め、その年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならぬこととされており、十五歳未満の子供につきましては、この規定が適用されるもので、今の規定に従って意思が考慮されるものになるうかと思っております。

○串田委員 その意思が考慮されるということなんですけれども、今回、特別養子制度の年齢が引き上げられた一つの理由としては、参考人のお話によりますと、諸外国が年齢が高いというようなこともありましたが、法務省は、諸外国の養子制度というものを独自に調査して、ドイツ、フランス、ベルギー、イタリア、イギリス、アメリカ、韓国と調べていらっしゃるんですが、子供の意向というものがどうなっているのかというのちやんと調べられていて、年齢が、十五歳よりも下で、十二歳とか十三歳とか、そして、イギリスを除けば、全て本人の同意、例えば、アメリカの場合には本人の書面による同意、ほかの国も同意と書いてあるんですね。

今回の家事手続法の六項一号によると、「陳述を聴かなければならない」ということで、陳述さえ聞けば、同意をしようとしていまいと構わないというふうにも読めるんですけれども、年齢に関しては、諸外国のように、引き上げるということだけは同じようにしながら、子供の意向に関することだけは同意というのを、法務省が調べたのは圧倒的に子供の同意を必要としているようにも思うんですが、何でこの部分だけは諸外国の例を参考にしなかつたんでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。今回、十五歳以上の者につきましては、同意が必要ということにしております。

これはやはり、我が国のほかの制度と比べると、そういうものとの関連がございまして、十五歳以上の者ということになりますと、これは普通養子縁組を、みずからの意思によつて縁組をすることができると。そういうことから、家庭裁判所による審判によつて親子関係が創設される、そういう特別養子縁組の成立を認めるためには、やはり本人の意思を尊重するということが必要だということ、普通養子縁組との関係においてそのようにしたというものでございます。

○串田委員 ですから、ほかの国は、十五歳以下の、十二歳とか十三歳でも同意が必要であるとして、十二歳とか十三歳でも同意が必要であるというだけで、同意とは言い切っていないんです。

そして、この特別養子制度というのは、実の親との関係も切り、祖父、祖母の関係も切り、兄弟姉妹との法律関係も切りますから、子供がどういう思いであるのかというのを、諸外国はだから、同意として求めているわけですね。なぜ子供の意向というものを日本は尊重しないんですか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

特別養子縁組は、裁判所において、縁組をすることがその子供の利益になるということを判断した上で成立させるわけでございます。

そういった際に、十五歳未満の者について、その同意を必要とすることになりますと、その者の意思のみによつて特別養子の成否が決まってくるということになります。そういった場合に、じゃ、十五歳より下の小さい子供でも一体そういったことを認めていいのかどうかというところが、子供の利益のための制度という観点からしますと問題になってこようかと思えますので、そういう点では、普通養子縁組との関係の、いわば選択権といえますか、自分で決定できるものとして十五歳といつたような一つの仕切りをつくつたものでございまして、十五歳未満につきましては、年齢ですとか発達の程度に応じて、先ほど申し上げ

げました家事事件手続法の規定によって、考慮するというのが相当というふうに考えられたものでございます。

○串田委員 十五歳未満であればまだ判断できないとかとおっしゃいますけれども、将棋の世界でも中学生でもプロが出ているわけですし、中学を卒業して外国に行つてサッカーのプロになる人もたくさんいるわけで、社会人にもなっているわけですよ。

そういうような、十五歳に近いような人たちが、自分の兄弟の縁までも切られるというように、自分を自分の同意なくしてやっていこうかというものが、諸外国は同意を求めている趣旨なんじゃないかなと。

何で日本だけが子供の同意を必要としないのかというのが非常にわからないのと、仮に十五歳未満は判断ができないとした場合でも、だったらある一定の年齢になったときに普通養子か特別養子かの選択ができるようなことにしていいのかわ、これをちょっと確認したいと思ひます。

○小野瀨政府参考人 お答えいたします。委員御指摘のように、例えば、一定の年齢に達した場合に選択ができるということになりますと、縁組をした後で、事後的に養子本人による解消を認める、こういったようなことになろうかと思ひます。

このように、養子本人による事後的な縁組解消の制度を設けるかどうかというところにつきましては、家庭に恵まれなかつた子供に対して養親の間で実質的な親子関係を形成することによって温かい家庭を提供しようとした特別養子制度の趣旨ともかかわる非常に難しい問題があつたというふうに認識をしております。

したがういふ、そういうような解消制度を設ける必要性の有無、いかなる年齢でその判断をさせるか、特別養子の実務に与える影響、普通養子制度にもそういう制度を設けるかどうかなど、慎重に検討すべき課題が多いものと考えております。

○串田委員 特別養子を行うに当たっては、民法八百七条の八で、六カ月以上の期間監護が必要であるというふうになっております。

この間に、子供にとっては極めて耐えがたい、言葉の虐待だとか、あるいは、非常に冷たくされている、実の親との関係というのが非常に懐かしい、自分の親の方に戻りたいなと思つている子供も私はいらっしゃるんですが、こういうような子供の意見を聞く機会とこののを設けたい。

要するに、同意も不同意もない中で特別養子制度になった場合に、離縁という手続の中には養子が含まれているんですね。これに年齢制限がない。しかし、非常にこれは立証するのが大変な上に、立証すると今度は実の親のところに戻るという規定になっているわけですよ。

だったら、虐待が行われている可能性がある、言葉の暴力なり、とてもこの養親との間ではつらくていられないというような養子の子供たちが、特別養子制度になるときに意見を聞くというふうな、例えば諸外国のように十二歳になったら意見を聞くというふうな、あえて普通養子と同じようにリンクさせる必要というのは、私、ないと思ひます。

普通養子というのは、結局、離縁をすることもできれば、実の親との法律関係もあるわけですから、そういうような意味ではかなり緩やかな要件でもいいと思ひますが、特別養子制度というのは、親の縁も切れ、兄弟の縁も切れるわけですよ。その中で、成立をするときに、子供の虐待だとかというものを探知する機会というのがないんじゃないか。これから養子になろうとするような、ベルトコンベヤーに乗せられていく子供にとっては、実はあのお父さん怖いんだよ、お母さん怖いんですよ、行きたくありませんと言っているのか、本当に。

そういうようなことを法文上明確に、明らかにするというのが諸外国のこの同意なんだと思ひますが、虐待とかというのを見逃さないで済むという保証というのはどういふふうに法文上認められていられるでしょうか。

○小野瀨政府参考人 お答えいたします。先ほど来申し上げておりますとおり、十五歳未満でございますけれども、家事事件手続法の規定によつて、意見を聴取するということは行われることであろうと思ひますが、あと、試験養育ということになりますと、これは、家庭裁判所が試験養育状況を把握するために、家庭裁判所調査官が、養親となる者ですとか養子となる者との面接をしたり、あるいは家庭訪問をしたりして調査をしております。

この調査は、試験養育期間の初期だけではなくて、試験養育期間を通じて行われるものでございまして、虐待のようなことがある場合には、その調査の場面で養子の方から家庭裁判所調査官に対してそういうことを述べることもできますし、そういう陳述がない場合でも、家庭裁判所調査官は、そういう調査の過程で虐待が疑われるときは、その有無について慎重に調査をすることになるものと思ひます。

○串田委員 そして、本当にそれが子供の虐待と見逃さないで済めばいいんですけれども、いろいろな意味での虐待があるから、今、このような社会問題として体罰は禁止するとかというふうなことがあるわけですから、子供が本当に虐待されたり非常に嫌な思いをさせられたりというふうなことのシグナルというものは、あるいは、それは虐待だけじゃなくて、反りが合わないというふうなこともあるわけですよ、十五歳未満になれば、いろいろ思春期でもあるわけですから、虐待だけじゃなくて、もうとてもいられないというふうなときになったら、子供は追い詰められていくわけですよ。

そういうようなことをしっかりと確認することが本当にできるのかという点で、諸外国のように同意。もしそれで特別養子制度がだめだったら普通養子にすればいいと思ひますよ。何で、そういう年齢を上げていったときに、子供に対して普通養子と特別養子の選択権まで奪つて

いるのかというのが私には理解できないんです。本当にちゃんと、親の縁も切れるんだよ、兄弟の縁も切れるんだよ、子供に対して、しっかりと理解して、説明をして、行われていくのかどうか。もつと、普通養子という制度もあるんだよ、実の親との間も残ったままなんだよ、残ったままでもできるんだよというふうな選択権も私は与えていいと思ひますが、家裁の調査官というのはそこら辺の説明もちゃんとされるんですか。

○小野瀨政府参考人 お答えいたします。家庭裁判所におきまして、例えば十五歳の者の同意を確認する場合ですとか、あるいは十五歳未満の者についても、その意思を把握するに当たっては、やはりそれは、養子となる者が特別養子制度についてどのように理解しているかを確認して、そういう法的効果というものを的確に理解しているかどうか、こういうものはきちんとして把握するということになるかと思ひます。

ただ、普通養子縁組という選択権があるということも明らかにして聞くかどうかということでございますが、そういう選択権があるということにつきましても、例えば養親となるべき者の意向等も含めまして、当該事案における個別の事情も踏まえて、そのような説明をすることの可否を判断するものと思ひます。

○串田委員 そういう説明を聞きますと、やはり諸外国と比べると、子供の意向というものを考慮する程度というのは日本は非常に低いのかなと言わざるを得ないんですね。ところで、民法八百七条の十には特別養子制度の離縁の規定があつて、その請求者の中には養子のほかに実父母というふうになつていなくて、この実父母がこの中の請求者の中に入つていくというところは、子の虐待やその他の養子の利益を著しく害するということを実父母が知つていなければこの請求はできないと思ひます。養子なんて書いてあつたって、養子がこの手続をするとはとても思えないんですよ。とするならば、自分の子供が本当に苦しい思い

○葉梨委員長 これにて討論は終局いたしました。

○葉梨委員長 これより採決に入ります。
内閣提出、民法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○葉梨委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○葉梨委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十六分散会

令和元年六月十七日印刷

令和元年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇